

第五十八回国 参議院社会労働委員会會議録第九号

昭和四十三年四月二十三日(火曜日)
午前十一時二十二分開会

委員の移動

四月十八日

辞任

山本 杉君

補欠選任

井野 碩哉君

小 平 芳平君

鈴木 一弘君

四月十九日

辞任

井野 碩哉君

補欠選任

山本 杉君

四月二十二日

辞任

山下 春江君

補欠選任

佐田 一郎君

四月二十三日

辞任

達田 龍彦君

補欠選任

藤原 道子君

鈴木 一弘君

小 平 芳平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山本伊三郎君

鹿島 俊雄君

黒木 利克君

大橋 和孝君

藤田 藤太郎君

委員

植木 光教君

紅露 みつ君

山本 杉君

横山 フク君

藤原 道子君

小 平 芳平君

中沢伊登子君

参 議 者 藤原 道子君

國務大臣

厚生 大臣 園田 直君

政府委員

文部省大学学術局長 宮地 茂君

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

厚生省医務局長 若松 栄一君

厚生省薬務局長 坂元貞一郎君

厚生省社会局長 今村 譲君

労働省労働基準局長 村上 茂利君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君

本日(の)會議に付した案件

○連合審査会の開会に関する件

○看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案(藤原道子君外一名発議)

○社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○医師法の一部を改正する法律案(第五十七回国会内閣提出、第五十八回国会衆議院送付)

○委員長(山本伊三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十二日、山下春江君が委員を辞任され、その補欠として佐田一郎君が選任されました。

また、本日、達田龍彦君が委員を辞任され、その補欠として藤原道子君が選任されました。

○委員長(山本伊三郎君) 連合審査会に関する件についておはかりいたします。

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

の特殊事情によって生まれたものでありまして、将来あるべき看護婦のあり方とは逆行し、むしろそれは妥協の産物であったと言っても決して過言ではございません。

その後、昭和二十六年、法律の改正が行なわれまして、看護婦はすべて甲種を基準とすることになりましたが、そのときもやはり別に看護婦の制度が設けられたのであります。

ひるがえって、わが国医療の現状を見ますと、その進歩発展はまことに目ざましいものがあり、その内容もまた複雑多岐をきわめてまいったのであります。したがって、医療のチームメートであります看護婦の業務につきましても、当然それに対応いたし、高度の知識と技術水準の向上が要求されているのが現状であります。その意味から申しまして、看護婦は、将来、高等学校を卒業後、学校教育法に基づく学校において正規の専門教育を受け、国家試験に合格した者に一元化され、真に医療専門職として、社会的地位はもちろ、賃金その他の労働条件が飛躍的に改善されなければならないことは申すまでもございませぬ。

このような要請にこたえるためには、政策的に看護婦の増員こそ本来はかされるべきであつたにもかかわらず、現実にはかえって看護婦の比重が高められつつあるものであります。すなわち、昭和三十六年当時には、看護婦と看護婦の比率は五十八対四十二でありました。ところが、わずか五年後の昭和四十年には、五十三対四十七と、ほとんど均衡の状態になつてきたのであります。しかも、今日の看護婦不足に対処するために、その社会的地位の向上、賃金その他の労働条件の改善によつて看護婦の充足をはかるのではなく、逆に看護高校の増設など、ますます看護婦の養成に力点を置く傾向が強められつつありますことは、わが

国の将来における看護水準に思いをはせまうとき、まことに遺憾なことと言わざるを得ないのでございます。高等看護学院卒四千六百三名、准看護婦二万一千四百二名であります。

しかも、このように政策的に養成されました看護婦は、准看護婦という資格である限り、いかに経験を経ようとも、永久に責任のある地位につくことができないばかりか、その賃金においても、看護婦との格差は永久に続くのであります。その上、看護婦の絶対的な不足は、これら准看護婦に、実際の看護業務において、たとえ一人夜勤など、全く看護婦と同様の職務を課するという法律違反をみずからの意思に反し強いられているのでございます。

もちろん、これら准看護婦にも、看護婦への道が全く閉ざされているわけではございません。現在でも、屋間二カ年、あるいは夜間三カ年の進学コースが設けられており、そのコースを修得した者については、看護婦国家試験の受験資格が与えられております。しかしながら、この進学コースは、全国で今日なお九十八カ所にすぎず、しかも、屋間二カ年の進学コースを修得しようと思えば、現在の職を放棄せざるを得ず、その間の生活保障もほとんど顧みられてはいないのであります。また、夜間三カ年の進学コースといえども、看護業務の特殊性から、現実には厚い壁となっているのであります。ましてや、その進学コースさえ存在しない地域の准看護婦は、その経験、能力のいかんにかかわらず、永久に看護婦への道を閉ざされていると言つても決して言い過ぎではありません。事実、昭和四十二年度において進学コースにすすんだ准看護婦はわずか二千三百五十一人にすぎず、看護婦への道は文字どおり狭き門となつていっているのでございます。

したがいまして、これから准看護婦のうち、一定の経験年数を持ち、かつ看護婦として十分なる資格要件を備えている者に対し、その勤務する職場、居住する地域のいかに問はず、看護婦国家試験の受験機会の増大と均等をはかつて、ひとし

く看護婦への門戸を開放し、その身分上、待遇上の差別を完全に撤廃するとともに、わが国の看護水準を総合的に向上させつつ、看護婦の充足をはかつてまいりますことは、いまや緊急の政策課題と申すことができるのでございます。

以上が、この法律案を提案いたします理由でございます。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、看護婦国家試験の受験資格につきまして、当分の間における特例を規定するものであります。すなわち、この特例法は、看護婦の充足をはかるためのものではありませんが、あくまで准看護婦で、看護婦として十分なる資格要件を備えた者に対し、特例的に看護婦国家試験の受験資格を与えようとするものであり、いやくもこれによつて看護水準の低下を招くようなことがあつてはなりませんし、かつ、将来は、看護婦資格の一元化を志向するものであるということでございます。

第二に、そのため、准看護婦として六年以上の実務経験をもち、厚生大臣の定める養成課程を修め、必要な単位を取得した者に対し、看護婦国家試験の受験資格を与えるということでございます。

第三に、その方法として、いかなる僻地に勤務する准看護婦でも、進学コースがないために看護婦国家試験の受験資格が得られないというような不平等をなくし、かつ、業務のかたわら看護婦となるに必要な知識と技術を修得させることができるよう、従来の進学コースのほか、准看護婦の勤務時間に合わせて、三交代の定時制課程を設けたり、さらにはその可能な部分を通信課程で行ない得るような制度を設けようとするのでございます。

第四に、この法律の趣旨を十分に生かし、かつ、看護水準の低下を来さないために、この養成課程で修得すべき学科、単位数など、養成課程に關して必要な重要事項については、厚生大臣が

保健婦助産婦看護婦審議会に諮問することにしたし、養成課程の年限については一年程度を期待しております。

第五に、この法律は、准看護婦の業務を行なう男子についても同様に適用することにいたしましたのでございます。

第六に、第三で申し上げました養成課程の充実強化をはかるため、それを国立病院及び国立療養所に付屬して設置することができると、必要な整備を行なうことにいたしましたのでございます。

○委員長(山本伊三郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員(山本伊三郎君) 次に、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 一、二、三、お伺いをしておきたいと、こう思うわけでありまして。

社会福祉施設については、昭和三十八年から四十二年までに、いろいろの角度から、古いものは建て直す、そうして利子補給をする、そういう形でこられたことはいふことだと思ふのです。ただ、父兄の側でわからないことは、一つは料金の問題についてだといふ意見がある。ですから、たとえば保育園の問題についてみても、この料金について標準料金にかなかというようなものをつくつて、その事業ごとに格差があつたりにかしないような方法の指導は今後どうされていくのか。たくさん施設の施設があるわけでありましてけれども、生活保護法に關係する人は統一してしましようけれども、有料のところは格差があると思ふのです。が、そういうようなものは、標準料金でもつくつて、そうして足りないところは国がめんどうをみてやる、そうしてそのワクの中で十分に施設を志向する目的への努力をやつていただくというようなことがやはり問題ではないかと思ふわけです。

それから続けて言いますけれども、特に保育園だけをとりまいてみると、義務教育というものが大體国の負担でやられるようになって、その義務教育までの保育というものが非常に大事な時代になりました。だから、これを幼稚園と保育園といううなかつこうでいつまでも分離をして、教員資格も違ふ、そして教えておる科目も大體幼稚園に準じているのだといううなことでいいのかどうか。義務教育までの幼児教育というものは、文部省と厚生省との間で話し合うか何かして統一をしていくという必要があるのじゃないか。資格が違

うて、幼稚園の先生は保育園、保育園の先生は幼稚園でやれないというようになると、住民の皆さんは何にも知らないわけでありまして、不便がかかっているのではないかと、これが第二番目。

それからほかの施設でありますけれども、こどもあそび場はけっこうございまして、これも、精進、重度精進、それから重度身体障害児の二級と三級とで一万二千人おるといふにかかわらず、まだその施設について政府の力を入れようが足らぬのじゃないかと私は思う。そこら辺をこれからどうしていくのか、それからその計画はどうなっているのか。

まず、三点をちょっと聞いておきたいと思えます。

○国務大臣(園田直君) 第一の料金の問題でございますが、御指摘のとおり、内容の充実その他に重点を置いておりまして、料金あるいは標準価格というものについては検討されておられません。御指摘のとおりでございますから、この点については事務当局で早急に検討をして、まあ標準価格と申しますか、大体のものを検討してみたいと考えております。

それから二番目の保育園と幼稚園の問題でございますが、農村等におきましても実は季節保育園がありまして、今度の予算編成の場合には季節保育園というもののいろいろな財政当局の意見がありましてけれども、これは非常に喜ばれておりますし、幸いあることでございますから別

の名前で設置することにしましたが、その後の現状を見ますと、農村で保育所に預けた子供と預けなかつた子供が、仕事の上の便利ばかりではなくして、しつけ上非常に差がある。そこで、保育園に入っておいた子供のほうが知能水準とかその他の点で伸びておるから、ぜひひとつ義務教育までみんながはいるようにしたかどうかという意見もそれぞれ地方から出てきておりますし、したがいまして、いまの保育園と幼稚園の問題につきましては、文部省とも相談をして、もう一べん検

計してみたいと思っております。

細部の計画等については、事務当局から答えさせていただきます。

○政府委員(今村謙君) 先生がいまおっしゃいました第一の徴集金の問題でございますけれども、これは、御指摘のように、老人は老人、精進は精進と最初はそれぞれ別個の徴集基準というものを一つとしておりました。家庭の状況によつては最高八千円とか一万円とかいうようなことにしておりましたが、それでは非常にアンバランスになるというので、十数種類の施設がございまして、これも、保育所は別でございますが、収容施設につきましては、児童局と社会局と相談いたしまして、たとえば、非課税の分はもちろんとらなくて、たとえば、三段階の統一した基準を得割りなら三百円とか五百円とか、あるいは所得割りならどのくらいと、三段階の統一した基準をつくらうということで、相当ならしてきております。できるだけその点でだれが見ても不公平のないように、ミーンズテストで一つの家庭について調べなきやならぬ、こういうようなことのないようにしたいと思っております。

保育所の問題は、局が違ふものですが詳しくはことは知りませんが、これは、A階層、B階層と単純に、しかも、税の関係かなんかですばつと出るといふようなことになつてしまつたことと、児童局で努力をしております。

○藤田藤太郎君 ところで、将来の施設関係の計画ですね。老人もあり、身体障害者もあり、子供もありませんし、おとなもありまして、そういう計画をどうされていくのかということが聞きたいわけですね。将来についてなかなかいきまじい。それにはやっぱり看護婦の養成が必要でありまして、看護婦が足りないから、病床は建つたけれども入つてもらうわけにはいかぬ、こういう情けない状態が一つあります。

それから二番目は、資金関係ですね。国がどう施設について補助をし、地方がどれだけ持つて、これはこの前四分の一だけ負担した。これは振

興会が融資をするという趣旨で立てられたわけですが、この自己資金はどういうぐあいに調達をされているのか。政府が、年金福祉事業団、社会福祉事業振興会ですか、資金調達は何かの形で全部めんどろをみていくのかどうか、その利子補給ということになるのかどうか。建設準備と実際の関係もありませんし、なかなか差があることだと思ふんです。だから、これはワクとして全部に利子補給ということとはなかなか私もむづかしいと思ひますけれども、こまかいことは言いたくはありませんけれども、そういう関係はどうなっているかということをお聞きします。

○政府委員(今村謙君) お答え申し上げます。第一の長期計画でありますけれども、これは、先ほどお触れになりましたように、たとえば重症身障につきましては、収容を要する者一万六千ぐらいたつたと思ひますが、それを六カ年計画なら六カ年計画で国立療養所あるいは民間の施設に収容してしまふというふうな計画がございまして、それと同じように、老人とか身障、精進について説明を申し上げますと、各課各局ごとになつていまして、うふうな計画を持つていくわけでありまして、たとえば、老人で、六十五歳以上は約七百万もおる。現在、収容施設は、約七万人のベッドしかない。これは一割であります。ところが、最近の状況から見ますと、二割ないし三割くらいの方が収容施設がほしい。そうすると、七万人が一挙に十四万あるいは二十万近くまでふやさなければならぬ。明治以来養老院を一生懸命つくつておりましたが、七万人分しかまだできていない。それを五年でやるか十年でやるかというところは、われわれ各法律ごとにそれぞれの計画を持つておりますが、全部総合して厚生省の社会福祉施設の総合計画としてこれを財政当局なり何なりとくしくと固めてしまふという段階までなかなかいかぬ、実際は施設整備補助金三十六億、今年はそうでありまして、来年年度それを何割増すかというふうな財政的な制約がございまして、確立したかっこうにはなかなかない。しかし、これは厚生省官房を

中心としまして至急まとめてオフィシャルなものにしたいというふうな気持ちで努力しているわけでございます。

それから第二点——第三点の資金の面から申し上げますと、おっしゃいますように、国が二分の一、それから県が四分の一、自己負担四分の一、そうなっております。しかし、問題は、準備は毎年建設省の管轄準備というところで八割とか六割とかふやしてもらつておりますが、現実にはなかなかそうはいかないというふうな問題がありますので、自己負担の四分の一が、あるいは三分の一であったり、あるいは二割に上つては二分の一だつたりということが出てまいります。これは、たとえば振興会の原資は、今年は、昨年の二十二億から二十八億財投をふやすというふうなやつで、総計三十億というふうなふやしていただけた。ここ数年で数倍になつたわけでございます。そういうもののふやし方と、それから、公金ではございませぬが、自転車振興会とか、お年玉はがきとか、いろいろございまして、そういう半公的なものまでかき集めて、できるだけ自己負担分の資金コストを低く下げるというふうな形にしていこう。また、振興会に三十八年でありましたか、無利子期間二年というふうなものを付けて、実質上は五分一厘を三分九厘、四分五厘に下げるといふようないろいろな仕組みも考えておりますが、まだ供給量、利子の率、こういうものは思うとおりまいりませんが、資金量としては最近相当ふえてきていて、こういうふうな状況でございます。

それから人の問題は、御指摘のように、たとえば全社会事業施設が、一万七千施設、保育所も含めて、職員が十四万五千人でございます。大体最低基準並みの人はおります。ただ、問題は、保母さんにしても、養母さんにしても、指導員にしても、相当の経験を積んだという人はなかなかおらずかしらうございます。したがって、その点は、薄められたサービスというふうなやつになつていまして、そこで、県を通じていろいろな講習会をやつております。それから中央の社会事業大学あ

るいは各大学三十校ほどに社会福祉学科というものを設けております。そんなものなるべくフルに、しかも広げていくというところで努力しておりますけれども、まだまだ不十分であるということは事実でございます。

○藤田藤太郎君 ちよっと、いまの施設一万七千カ所、職員が……。

○政府委員(今村謙君) 四十一年の十二月末であります。施設数が一万七千三百四十三施設、職員が十四万五千五百七十七名ということになっております。

○藤田藤太郎君 そこで、施設職員の待遇の問題ですね。これは、何年でございましたか、灘尾大臣のときに以前問題になりました。私ども本会議で明らかにしようというので、本会議で明らかにしたことを覚えております。それで公務員並みにする前提を明らかにいたしました。それで、丙地を甲地にして、丙地の人は五割幾らというぐあいに給与が上がりました。しかし、だんだんと今日のようになると公務員給与との差が非常に大きくなって、去年でしたか、三割くらい違うだろうとおっしゃった。もっと違うのじゃないかという感じがします。それで、いろいろ資格や勤続年数やその他がありますから、厳密に一言ではなかなか言い切れないと思いますが、施設関係の職員は公務員給与と同じにするということは違った状態にとどまっているというのには残念なことだと思います。だから、事業自身を利子補給したり補助を出したりして国民にこたえてもらうことはけっこうなことでありますけれども、そこで働いている人の給与というものを真剣に考えなければいかぬのじゃないかと私は思うのです。それが一つ。それからもう一つは、退職手当制度というものがあります。ありますけれども、あれでは公務員の共済年金その他の関係からすれば非常に低い。そしてまた、民間の働いている方々から見ても、厚生年金がいまのような状態で話にならぬ。来年には倍になるわけですから、それとの関係もありまして、それにプラス年金ですね。それ

から退職金というものが非常に少ないというふうには私は感じておるわけでありまして。

だから、職員の待遇、要するに給与の問題と、年金、退職金の問題を今後どうしていくのか。そこではじめて形ができて中身ができる。身体障害者の看護婦さんがなかなか手がないといいますが、それ、私も琵琶湖学園へ二回ほど行きましたし、そういう重度障害児の方々を見てみると、ほんとうに気の毒で見ておれぬほど苦勞をされておるのに給与が安い。そして老後の保障もない。これでは、形づくだけ何ぼ進行してもしかたがないのではないかと。そこらところはもうどういふか、聞いていただきたい。これは児童局の関係もありまして、しょうけれども、ちよっと聞かしていただきた

い。

○政府委員(今村謙君) 第一点の給与の問題であります。先ほど御指摘のように、たしか三十九年に、職員の学歴、経験年数、給与実態調査をいたしました。その各職種別にいわゆるモードといいますが、平均の数値を出しまして、それを国家公務員の行政(一)に当てはめるといふことで、三十九年からその新単価で一応国家公務員並みの計算をしたというところになっております。ただ、問題は、公務員のほうは定期昇給あるいはベースアップといふのがいろいろあります。ベースアップにつきましては、去年の暮れでありますけれども、七・九%きちんと上げてもらったわけでありまして、定期昇給の問題なんかもあるわけで、逐次離れていく。それでは困るじゃないかというので、たしか四十年で、調整費をつけてもらう、運営調整費と言っておりましたが、これが最初三%、その次に二%上積みして五%というので、現在民間施設だけは人件費に關していわゆる調整財源というものを五%つけるというところで今日まで参っております。しかし、お話しになりますように、現実の地方公共団体が非常に給与高いところもありまして、あるいはばらつきがあるというところで、四十三年度の予算をつけてもらいまして、これは民間、公立

全部の職員の一斉の給与の実態調査をやるということ、現在各県に流して調査中でございます。

これに基づきましてもう三十九年のときにやりました給与実態調査の追跡をやりました。それで国家公務員との格づけの差、あるいは調整というのをもう一ぺん根本的にやりたいと、こういうふう

に考えます。

それから退職金の問題につきましては、お話のように一律に一年につき一万五千元というのを一万六千元というふうに上げてもらいましたが、これではいわゆる長期勤続者とかいふふうな人については非常に不利だということ、これについてはもっと現実と即したような金額にどんどん上げていきたい、こういうふうな思っています。いろいろ調査をやっておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 三十九年にやったやつを公務員との調整をこしやると、こういうことで、給与の問題はそう聞きました。それから退職金の問題は、今後考えるというくらい程度で、なかなかきょう言うてきょうというわけにいかぬ問題でしようけれども、やっぱり真剣に考えてあげなければ、私は見ておつて気の毒でたまらないと思うんですよ。それでないと、生きた養護ができないのではないかと、こう思う。だから、特段と早急にひとつ御配慮をいただくようお願いしておきます。

それからもとに戻るようでありますけれども、重度身体障害児一級、二級と、重度精神障害児のIQが三十五以上、それらの合計が一萬二千人いるから、こしは、五カ年計画でこの施設を四千八百人分つくる、こしは、この分が八百八十人と、こういうのですが、その施設が、一萬二千人いまいというのに、非常におくれている。それじゃとても何年先になつたらできるかわからぬ。その間にふえてくるということになるわけですから、そこあたりをもうちょっと浮き彫りにして計画を立ててもらわないと、重度身体障害児とか重度精神障害児の上に重度精神障害者、重度身体障害者その家族が待っているということですよ。だから、政府が

何とか施設をしてもらえんと思つて待つておるのに、児のほうだけの計画もまだできない、者のほうも問題になつて入つてくると、行く先の見通しがつかぬという状態なんです。だから、こういうものはやっぱりもう少し計画性をもつてやつてもらわなければ困るのではないかと。まあ予算のときに園田大臣はなかなか御審問されたようでありまして、政治的に財政硬直化というやうなことで社会保障やそういうものがやり玉に上がつて、それで計画がなくなるんというやうなことは、ひいては大きくいえば国家経済のマイナスなんです。それから、給付とか、対象者とか、給付する者という、単に一応のものを与えるとかももうとていふ関係になしに、社会保障というものの社会経済にはね返ってくるもの、それから生産でいへば生産と消費のバランスがどうとられるかという基礎は、やっぱり社会保障の問題でないか、所得保障の問題でないかと、こう私は考えておるわけなんです。その中に特に気の毒な人から手をつけていくということだけは、厚生省はどこにもはばからぬ。あなた内閣でもどこでもはばからぬ。大臣は先頭に立つて堂々と主張してもらいたい。厚生省は何で人間の生命に關する行政をするところですか、あわせてきょうは一般の厚生施策に対する質問がしたいわけでありまして、公害の問題でもあけて厚生省があと始末をする責任だけかぶつておいて、それでなかなかできないというのかつこうになっておる。だから、そういう理解のもとに、もつとやっぱり国の政治の方向というのを立ててもらふというのには厚生大臣の任に全部かかつておる方、私はそう思つて、このいま一番困つておる方々の問題について、激励をし、それで施策を聞いておるわけですから、どうぞひとつそこらあたりのことはもう少し浮き彫りにし、きょういま具体的な計画がなければ、いつ時分からどういふやうなことになるか、どういふやうなことにしたいか。財政の硬直化の犠牲に社会保障や国民の生命がなつてはたいへんなんです。だから、そこらあたり

をもう少しはつきりしてもらいたい、こう思っています。

○国務大臣(園田直君) ただいまの御意見はごもっともでございます。たとえば身体障害児の問題を取り上げても、事務当局は六カ年間で二千ベツトという計画をつくっておりますが、その計画自体が正直に言つて内輪であつて、しかも、その年度計画というものが、閣議で決定された財政の裏づけのある浮き彫りされた年度計画ではなくて、内輪の計画になつてゐる。したがうして、御指摘のように、これはほかのことと違つて、問題でありまして、福祉施設にはやはり浮き彫りにして財政当局とも話を詰めて年次の計画を早急にやらなければならぬと決意をいたしてありますが、なおまた、そのほかに、それだけでも早急にやることはなほ困難でございますから、民間の協力、あるいは競輪その他の団体の協力等も得て、行き詰まつております問題を早急に解決をしたい。

それからなお、職員のことについて御意見がありました。施設も肝要ではございますが、身体障害児、老人等については、施設よりも職員の愛情が非常に必要でございます。大小便から始末をされるし、あるいは、老人ホームについては、ただ世話するだけではなくて、いろいろ身の上相談とかあるいは話し相手になるというように、たゞ、実際は子供さんを持たれた相当年をとつた方が一番適当なわけでございますが、現地の職員の方々に聞きましても、やはり待遇の問題とかあるいは職員の施設の問題とかでなかなか長くとめられる方が少ないし、それから退職金については、諸手当を除いた本俸がきつめて低いわけでありまして、それを計算すると、ほかのものと比べたらばかばかしいくらいに退職金になっておりますことも十分私はわかつております。

なおまた、職員の待遇については、地域差が非常に多うございまして、ある県では特別手当を出してある、ある県では出してない、こういう点もございまして、これは福祉施設の職員につ

いては、ただいま公務員に追いつくだけが精一ばいでございますが、実際は公務員の給与のほかに特別の手当を幾らかでもいからあげられる程度まではやるのが私の責任である、このように考えて、御指摘の点は十分肝に銘じまして明年度予算折衝ではやつてまいりたいと思ひます。

○藤原道子君 閣下、私は、大臣、局長のいまのお話を聞いて、たよりないと思つたのです。実際は、ほんとうに見ていられないと思つたのです。動かない重度心身障害児の問題は問題になつておる。動く心身障害児の問題、これがまたたいへんでございます。こういうものはあまりいまだへんいらつしやらないように思つたのです。施設に行つて見ましても、その従業員の人たちの苦勞というものを見ていられないくらいです。ことに、それが家庭にある場合、おかあさんは全然仕事ができないのです。こういうことを考へて、一段と努力していただかなければならぬと思つております。きょうは、私、閣下でございますし、時間もございませんで、この点を特に要望しておきます。

それから六十歳以上の老人が施設にもはいれない、年金は少な過ぎる、食つていけない、病苦と貧苦のために自殺する数は相当数だと聞いております。そこで、老人ホームへはいれない人のためには、ホームヘルパーを使つて衣食住の世話をするということになつておりますね。このホームヘルパーが現在どのくらい働いておるか、その給与はどうなつてゐるかということ、ちょっとそれだけ伺つておきます。

○政府委員(今村謙君) お答え申し上げます。ホームヘルパーは、四十二年度千名というのを四十三年度に千三百名というふうにあつてもらひましたが、まだ数は非常に少うござい

す。それから四十三年度の給与は一萬七千八百円、これは、人によりまして、常勤といふかどうにかならぬで、週四日とかあるいは五日というふうな勤務によつて違ひますけれども、こういうふうな

かっこうになつております。

○藤原道子君 だから、あなたの方のやつてゐることは見せかけだと言ふんですよ。ちゃんと法律にあるんですよ。施設へはいれない人のためにはホームヘルパーを派遣して衣食住のお世話をすると。施設へはいれないお年寄りが幾人いるんですか。二十万人おいておる、もつとあるともいわれておる。二十万人と仮定いたしましても、千三百人ではだけの世話ができるんですか。それで、一週間四日か五日働いておられます、一萬七千八百円と。とんでもない答弁だと思ふんですよ。これはほんとうの見せかけであつて、言ひのがれの法律だと言つても弁解のしようないでしょう。そこで、ホームヘルパーを今後ふやす計画はあるんですか、ないんですか。四十三年度千三百人、私は間違つた国会報告をしていましたよ。二千九百といふと思つていたら、千三百人、これでは話になりません。厚生大臣にお願いいたします。陳情者に対してはたいへん信頼のできるような御答弁をしていらつしやる。ほんとうに私もあなたを尊敬しておる。園田さんならやつてくれる、こういう期待をしておるんですよ、こんなひどいのは何となく直してくだされ。そのことを強く要求いたします。

○国務大臣(園田直君) 御意見十分承りまして、そのように十分努力をいたします。○大橋和孝君 質疑もいろいろ行なわれておるわけですが、私は基本的なことを一つ二つだけ伺ひしておきたいと思ひます。政府は、昨年の三月発表しました経済社会発展計画を四十三年から昭和四十六年の期間における経済運営の指針とすることを決定しておりますが、これによりまして、「わが国の経済社会の発展とその将来の進路に即した適切な社会保障長期計画を策定し、これに基づく体系的整備を行なうことが不可欠である」と述べてゐるわけですが、したがつて、政府は、この方針を実施されるにあたりまして、もう一年も経過した今日になつてゐるわけでありまして、社会保障計画がなくてはな

らないはずだ、こう思ふわけですが。こういうことを根本的に思つてゐることがこういういろいろな問題に対しての障害になつてゐるんじゃないか、こういうふうな思ふわけですが。

さらに、この経済社会発展計画によりまして、「また、老人福祉、心身障害者対策及びガン対策など従来立ちおくれの著しい社会福祉及び保健、公衆衛生施設の部門についても、その拡充に格段の努力を払ふ」と、こういうふうな言われておるわけでありまして、これが実際の予算面におきましては例年あまり伸展がなく、政府はこれに對しまして今後どのように努力を払われ、また、社会福祉の進展をはかるうとしておるのか、見解をひとつ伺つておきたい。

特に、また、総予算に対する社会福祉費の構成比を見てみますと、三十八年、三十九年は一・一%、四十年から四十三年までは一・二%と恒常状態であつて、予算額だけではなくして、施策の面においても目新しい発展がないことがわかるわけでありまして。

同時に、また、民間の社会福祉事業の振興対策について、これは社会福祉事業団に委託をして全国数十カ所に行なわれておると、衆議院の会議録を見てみますとお答えになつておるようでありまして、けれども、こういうものも非常に地方財政の圧迫にもなりまして、あるいはまた、施設はしても民間にこれを委託するというような形でしわ寄せが非常にそちらの面についておる。特に民間社会福祉事業の振興対策について、一体、政府はどういうふうな考へてゐるのか。

こういうようなことの根本的な問題について一つ二つお聞かせを願つておきたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) 政府の経済社会開発計画に伴つて社会保障の長期計画がつくられなければならぬのは当然であります。残念ながら、個々のものについての計画はできておるが、体系的な全般の社会保障の計画はいまなおできておりません。これのなかつたことが、今年度の予算折衝では、個々の面にあるいは何%あるいは何倍

の予算をとつても、全般的には非常にあきが多かったということになると責任を感じておりますが、私は、保険の抜本改正と、四十四年度に考へられておる年金の改正等に伴つて、事務当局に、全局長を集めて、おのおの局が考へておることを総合的に長期計画的な計画をつくれというのをたゞいま依頼しておる段階でございます。

なお、予算の面におきましては、予算折衝をやりまして相当財政当局も理解を示しましたが、いままでの情性と申しますか、いままでの社会保障の予算を基準にしてやりますので、どうしても飛躍的な思い切ったことができません。社会保障の長期計画をつくるにいたしまして、政府の開発計画は一つの財政計画のワクの中にはめられたものを考へられておりますので、やはり財政計画のワク内にはめられたものではなくて、現実何が必要なのかという点を主として長期計画をつくつて、それからそれを財政上の面でどうやって埋めていくかというふうに考へ方をここで変えなければ、いままでの情性でやつては、早急に現在の要求を満たし、現在の不利を直すという点に至らぬだらうということで、そのためには、まず厚生行政そのものが、いままでの煮詰まりと申しますか、もっと悪く言えばその場その場をやつてきたことがたまってしまったと思うので、ここで画期的なもの考へ方に変え、皆さま方の御指導、御協力を率直に受けて建て直しをしなければ、このままでは行き詰まるだけだと、私はこのように考へております。

○大橋和孝君 全く大臣の御意見のとおりにも思つて発言しておるわけでありまして、根本的なこの行き詰まりの状態を打開するためには、よく考へていただかなければいかぬと、私はこういうふうに思つております。

それから次に、政府の出資の増額についてちょっと伺つてみたいと思つております。本振興会は、法文上政府の出資のたてまえになつておるわけでありまして、昭和四十年以降、政府出資はほ

とんどなくて、四十三年度には資金運用部資金の借り入れによる資金のワクは三十億、利子は六分五厘となつておるわけでありまして、さらに、振興会がこれを社会福祉施設に利子五分一厘一毛の逆ざやで貸し付けの事業を行なつておる。これに對しまして、国は振興会に利子補給の補助金——昭和四十三年度では約三千五百万円——を交付しておるわけでありまして、社会福祉事業振興会の発展の上から見まして、資金運用部資金からの借り入れによるよりは、政府出資を大幅に増額して、本来の姿に立ちかえるべきではないか。第四條では、「振興の資本金は、政府がその全額を出資する」と、こういう条項があるわけでありまして、本来の姿に立ちかえるべきではないかと、このように考へておるわけでありまして、これにつきましてもひとつ御答弁をいただきたい。

それから政府の答弁は、一般の公庫、事業団等の例になつてこのように行なわれていると言われておりますけれども、これは社会福祉事業の目的から考へて一般のものと同じ視すべきではないと思つて、これに對しての見解もちょっと補足して御意見を伺いたいと思つております。

○政府委員（今村謙君） お答え申し上げます。

御指摘のように、振興会法の第四條で、「振興会の資本金は、政府がその全額を出資する」ということがございまして、これが二十八年度の八月に法律が通りまして二十九年度に設立になりましたときには、最初三千万から始まりまして、毎年一億、幾らたつても一億と、十年ばかり一億が続いておるわけでありまして、それで、三十九年度になりまして政府出資の総額がやつと十億五千万ということになりましたが、条件が二つありまして、一つは、民間社会事業のいわゆる民間から集まつてくる金というものは非常に足りない、自己負担分が足りない、何とか振興会の貸し付け原資というものを大幅にふやしてもいいという要望が一つ。もう一つは、四十年から財政が非常に不利になつてきたということで、むしろ一億や二億の出資金を入れるよりは、社会事業界から見れば十

億、二十億という財投を入れてそれを六分五厘の利子補給を大蔵省からもらうというふうにしたほうが現実としては手取り早い、いまの要望も解決がつくのではないか。たとへば、十億というものを借りても、六千五百万で年間済むわけでありまして、こういうことでありまして、三十九年度は一億の出資金に財投三億というふうに並行したわけでありまして、四十年からは財投が六億、十億、二十二億、四十三年度は二十八億というふうにとりこんでこつちをふやす。その部分の六分五厘と現在貸してあります五分一厘一毛というものの利ざやは無条件で大蔵省が全部一般会計から補てんをしてくれると、こういう傾向にきまして、四十三年度にやつと償還金も入れまして三十億というふうになつたわけでありまして、ただ、おっしゃいましたように、本来ならば政府出資金というもののオンリーで行つたほうが一番いいわけでありまして、それでも、その辺のジレンマがありまして財投方式に切りかえたわけでありまして、これは、しかも、最後におつしやいましたように、社会福祉事業というものは営利企業ではございせんので、金利というものはぎりぎり低くというふうで、現在の五分一厘一毛というの、無利子期間を置いて下げてきておられますが、今後もそれをもつと有利な条件に直すと同時に、資金量をふやすということをやつていきたいと思つております。

ただ、出資金を大幅にということは、いまの情勢では非常にむずかしい情勢がありますので、その辺を全般を考へながら検討させていただきたいというふうに思つております。

○大橋和孝君 それから施設の職員の待遇については、いま藤田委員からお話しになりましたが、この前もありましたように、大分県の精薄施設の「みのり学園」ですか、あそこあたりでは収容児が六名も病死しておる事件が起つてきていて、その中を調べてみたならば、必要な定員も少なく、そこで働いておる保母さんなんかも労働過重と疲労こんぱいで、もうその責任を果たせないよ

うな状態になつておる。そういうことが原因でこういうことが起こつたということも例にあるわけでありまして。

いろいろ、待遇あるいは定員の問題、こういうようなことに対しては非常な問題があると思つております。また、その待遇を改善するためいろいろと指導もしておられると思うのでありますけれども、ことにその中で先ほど藤田委員からお話しになりましたような退職手当の問題だとかいろいろあるわけでありまして、先ほどお話しにも出ました三十九年の民間施設従業者の実態調査報告書によりますと、施設職員の退職者の勤務年数を見てみますと、全施設の八一・三％が五年未満しかいないというふうな状況であります。中でも、一年未満が二・五％、一年以上二年未満が二六・六％であり、したがって、二年未満で四六・一％もやめていつておるということになつております。こういうふうな短期の勤続者が圧倒的に多いということは、やっぱりの実態を裏書きしておると思つております。こういうふうなことを考へてみますと、このままでは、先ほど藤田委員からお話しがあったが、非常に大きな問題だ。今度もいろいろ実態調査をして、給与あたりも公務員と合わせるというところで、私はその方法としてはいいと思うのでありますけれども、現在の利子補給をやつてもらうことは非常にけつこうだと思つておるが、そういう問題を一つ一つと早く処理しなければ、一方ではやっぱりのために焼け死んでおる人もおる、こういうことになつては大問題ではないかというふうに考へるわけです。

特に、また、現在の資本金が増額されなければ実際に助成規定がありまして活用できない状態でありまして、ですから、そういう観点から、根本問題に触れながら、そういうことをどのようにして早く進められるかを、一日も早急の問題であるからして、調査もいろいろあるでしょうけれども、まずもつて緊急措置としてやるべき問題がた

くさんあるのではないかと、こう思うわけでございます。その点をちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(今村謙君) いま御指摘のように、退職の關係で分析しますと、お話のように五年以下が八〇%で、ただ、それを過ぎますと、今度は逆に相当長く、定年制もありませんので、非常に長い人もおるといふふうな状況なので、問題は五年以下というところでどんだんかわつてしまふ。仕事そのものが非常につらいというふうな面がありまふのと、もう一つには、ちょっと言いにくいのですが、社会福祉施設というのは、昔から、腕に覚えのある施設長さんが何千名もおるといふわけで、人事管理、給与体系、これは役所で一方的にきめるわけにいきませんが、その辺のアンバランスをどう歩調を合わせていくか。民間施設で七千名くらい施設長がおります。その辺の独自性を尊重しながら、給与体系というものはこういうものでなければ困るんですよというふうなPRもし、人の取り扱いあるいは勤務の体制というふうなものもてんでんばらばらでございますので、その辺を早くきちんとしたものにPRしながらしていきたい、こういうふうな思ひしております。

○大橋和孝君 それからもう一つ、退職手当共済法について問題点をずつとあげていろいろお伺ひしておきたいと思ひます。

第一は、社会福祉施設職員退職手当共済法には改善すべき問題点が非常に多い。今国会に提出しなかつた理由が私にはどうもわからないわけですが、この点についてお聞きしたい。

また、退職手当共済制度については関係団体等から改善すべきであるという要望が出ています。私どもも聞いていますが、こういう問題について政府はどういうふうな考へておられるか。

第三点は、社会福祉施設職員退職手当共済制度の加入者は八六%といわれておりますが、未加入者の実情とその対策、こういうふうなことにいつてどんなふうにお考へになつておられるか。それから対象範囲の拡大であります。全国社会

福祉協議会、県社会福祉協議会の職員及び法人の事務所の職員等も被共済職員に含められるべきだと思ひます。その点については、こういう方たちは含められていないはずですが、こういう方についてはどういうふうな考へておられるか。

それから掛け金の問題ですけれども、社会保険料などのように、掛け金は措置費でみるべきではないか、こういうふうな思ひがあります。これも措置費でみられていないらしいですが、こまかい問題ですが、こういう問題を一ぺんお伺ひしておかないと解決にならないと思ひますから、ちょっとそれをお伺ひしたいと思ひます。

それから補助金の問題ですが、退職共済法の十九条にもあるはずであります。都道府県の補助率の規定は不明確であります。当初予定しておりますところの都道府県の三分の一補助というものにつきましても明確に規定すべきではないか、こういうふうな思ひがありますが、この点についてちょっと伺ひたい。同時に、また、補助金は全額国庫負担とされたいという要望もあるわけでございますが、これについてはどんなふうにお考へなのか。

それから通算でありますけれども、被共済職員が社会福祉施設から他の社会福祉施設に異動した場合に、退職金算定の基礎となるところの被共済職員期間を通算すべきであると思ひますが、こういう点なんかも考へられておられます。こういうようなことは非常にこまかい問題ではあるけれども、そういうこまかい点まで十分に配慮されておかないといけないのじゃないかと私思ひます。どうですか。

○政府委員(今村謙君) 大体七点お話しになりましたけれども、三番目の加入者の問題で加入者八六%ということですが、これは強制加入のかっこうになつておられますが、最近では五万五千人ぐらゐというところで、これは九〇%になつておられると思ひます。これは施設に対するPRも十分でありますし、施設のほうでも、財源のやりくりその他いろいろあります関係上、まあ小さい

団体で入っていない団体もございますけれども、最新のものでは全体の職員のうちでほとんど九二、三%が入つておると思ひます。

それから範囲の拡大の問題ですが、一番やかましい問題でございます。これは、できます。現時に、たとえば、児童福祉施設、あるいは教養院、養老院というふうな、国費あるいは県費、いわゆる公費で措置を委託した施設に働いておられる人は、それだけは法律に基づいていゆる措置の委託費に基づき職員ということであるから、国も三分の一持つ、県も三分の一持つということ、措置費関係の職員だけに限る、こういう前提で出されたわけがあります。ただ、社会福祉協議会は、措置費には関係ないが、いい仕事をしているじゃないか、まあ入れる、こういうお話なんです。そうなりまふと、国や県がそういうボランティアの団体に対して一体何でも持たなければいけないのかというふうな議論がありまして、これは非常につらい似たような仕事ではありますけれども、現実に子供や老人を世話しているという人に限るという前提で出されておるものでありますから、これはいろいろ今後検討させていただきたいと思ひます。

それから補助金の規定、十九条の問題でございますが、これはちょっとあいまいな規定のようでありまして、現実には出発当初は県がずいぶん突き上げられたようになつてもあります。三分の一きつと完全に精算をいたしておりますので、機会をみてその法文の形式をもう一ぺん検討したい、こういうふうな思ひっております。

それから通算の問題ですが、これは私実はあまり勉強してないのですが、どこまでも履歴をずつと追つかけて保険の通算通則法のように厳密なことがやれるかどうか、その辺の履歴を一貫して管理するというような仕組みまで考へなければならぬ、それを県社協でどんだんやれるのかやれないのか、その辺のところまで詰めなければならぬと思ひます。これはひとつ検討事項にしたいだきたいと思ひます。

○大橋和孝君 もうこれだけで質問を終わらうと思ひますが、四十一年度民間施設二千二百六十六カ所を対象として調査をされておりますが、その調査によると、民間施設の五八・三%が木造で、また、建物の一九・五%が早急に改築を要する老朽施設である、こういう報告になつております。こういう実態があらわれていまあらちちらで被害が起つておる。たとえば、三十年の二月十七日の横浜市における聖母の園養老院の火災のときは、収容者の九十八名が死亡し、八名が負傷した悲惨事も起きておる。その発生の根本原因は、木造二階建てという家屋構造にあったものと伝えられております。最近では、昭和四十二年二月九日の大津老人ホームの火災で死者一名を出す事故が発生しており、これも木造二階建ての施設で風呂場の煙突の過熱によって燃焼したもので、根本原因は耐火構造の建物でなかつたところにあるといわれております。

こういうようなことを考へてみますと、実態調査でもあらわれているように、民間施設には非常に老朽なものがあると思ひます。こういうものに対しては、もつと拡充するための資金が十分に確保されていなければ、なんぼ言つても実際はできないわけでありまして、その資金の確保をどういうふうにするのか、もう少し明るく資金を援助してやる方法というものを考へ、先ほどもちょっと運用面のお話もあつたわけですが、もつともつと資金の運用をうまくやつて資金の確保をするということが先決問題だと思ひます。それで、これについて一ぺんお考へを伺つておきたい、こう思つておるわけです。

それから同時に、四十三年の三月三十一日現在の社会福祉事業振興会の貸付資金借入申込及び貸付状況調を見てみますと、貸付件数の率は五・六七%、貸付金額の率は四八・一二%となつておるわけでありまして、そのところの割合は十分に行なわれていないという結果になつておるのであります。こういうような調査を見てみましても、いま申ししたようなことがはつきりあらわれてきてお

りまして、現在確保されておる程度で、社会福祉事業界の要望に対しては、てんで満たせないというところになっておるわけでありますが、こういう問題について根本的に考えていただくことが早急なことであると思ひますから、決意のほどを聞いて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(今村謙吉) ただいまの二千四百施設の調査によりますと、全部で六十六万坪、そのうちで五四・八%、五割五分が木造であるという状況でございます。この木造も、明治とか大正とか非常に古いものも相当あるということで、私ども非常に心配しております。最近つくります精薄でも老人でも、ほとんどブロックあるいは鉄筋というもので、新設のものは近代化するというところでやっておりますので、たとえば精薄のようなものは七三%が現在すでに鉄筋あるいはブロック、老人のようなのは六一・六%というふうな非常に率がいいのでありますけれども、保育所になりますと、一九%というふうな二割足らずしかブロックあるいは鉄筋になっていないというふうな状況でありますので、今後新設は当然近代化しますと同時に、これの資金量を確保したいというふうな思ひます。

その資金量の問題であります。実は、振興会の財投が、今年やと二十二億から二十八億に、還元金を入れて三十億ということですが、その程度では足りないというふうな状況でございます。理財局あるいは主計局とよく話し合いをして今後大幅に増加してまいりたい、こういうふうな考えです。

○国務大臣(岡田直吉) 先ほど御意見のありました職員の手当共済制度その他、御指摘のありました法律の改正、こういうものは、直ちに着手させまして、早急に提出いたします。

○委員長(山本伊三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木一弘君が委員を辞任され、その補欠

として小平芳平君が選任されました。

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですので、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案を問題と供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大橋和孝君 私は、この際、ただいま可決されました社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出したいと思ひます。

まず、案文を朗読させていただきます。

政府は、次の事項について、すみやかに実現するよう努力すべきである。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛成くださいますよう、お願いをいたします。

○委員長(山本伊三郎君) ただいま述べられました大橋和孝君提出の附帯決議案を議題といたします。

大橋和孝君提出の附帯決議に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。

よって、大橋和孝君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して岡田厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。岡田厚生大臣。

○国務大臣(岡田直吉) 社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案の採決にあたりまして当委員会でも付された附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して十分に善処してまいる所存でございます。

○委員長(山本伊三郎君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時四十分開会

○藤田藤太郎君 医療制度というのは、日本の社会保障の二大柱の一つの柱だと思ひます。ですから、社会保障の一番大きな柱である医療制度、医療行政というものは、最も綿密に正確に、そして国民の理解のいく道の中で進めるべきものだ、私はそういうぐあいに理解をして、それからこれは人間の生命に直接関係する問題ですから、事が非常に重大である、こう思ひます。

今度の医師法の一部改正というのは、医師を専業にされている人、それから医学を勉強して医師になろうとする人たち、こういう方々の間にこれだけ問題を起しているということは、私たちとしても重大な関心を持っていることは、私たちがやう方というものを育てて、また、私も医療行政について長年取り組んできた者として、厚生省のやうなものを育てていくのではない、こういう感じがするわけであります。

私が説明するまでもなしに、いまの医療制度を大ざっぱに申し上げますと、学校を出て実力をつけて医者になる。そして、病院やまたは開業医を含めて、医療の施策が行なわれる。国民の健康、生命が守られる。このインタン制度というものが今度廃止されて、二年間の研修になる。そこら辺が、医師免許との関係がよくわからないのであります。私もいろいろの人の意見を聞きまして、そうすると、いろいろの角度からの意見があることは事実であります。そこへもう一つは、無給医務局員制度というものが一つかんでくるわけでありますから、なお話は複雑になるわけであります。

一つの端的な話をしますと、昔、昭和二十一年までのお医者さんというのは、医学学校を出て国家試験を受ければ、それで人の生命、身体を守る医療というものが行なわれた。そして、二十一年から一年間のインタンになって、インタンを経て国家試験を通らなければ医師の免許をやらぬということになった。そこらあたりで外国の例が出てくるわけでありますが、外国も、そういうイ

ンターンか、インターンに近いような実習臨床、
そういうものの積み重ねによって医師にしてい
くという話がよく説明されるわけでありませう。

それからもう一つは、医学が発達しているの
だ、こうおっしゃる。医学が発達しているな
ら、学校の側に言うてみれば、六年間の課程の中
でなほ医師として立つに立てることを教えない
のかというところが出てくるわけでございます。

しかし、一年間で足らんから二年だといふこ
と、そこまで話が進んでくるわけでありませう
けれども、今度は、学校を卒業して国家試験に通つた
ら、一人前の医師として医師の免許を与える、と
いうことなんですね。そうすると、次に話が

出てくるのは、この研修を受けなかった場合にど
うなるのか、こうなる。国民の側にとつてみたら
非常に不安なんですね。片一方は二年間の実習と
いうものがあつて、お医者さんとして立つに診
療もできれば治療もできる、こういう資格が与え
られておつて、そうして、二年間、半強制的に実
習をする。話が、ややこしい、そこからなるわ

けですが、今度は、実際二年間のきめられた強制
的なものを受けなければならぬのだ。医学の進
歩というものはお医者さん自身が幾つになつても勉
強をして、新しい医学治療の方法が發明されたも
のはそれを習つて、人命を守つていくというであ
い、日々研修というものは続いているものだと
私は思う。それで、科学の進歩がそれに並行して

いくものだと、こう思う。また、二年間研修すれ
ばよいといふことで、良心的なお医者さんはそれ
だけで済まされたいものでしょう。私の知つて
いる範囲でも、皆さん勉強され努力されて医療と
いうものを行なつておいでになる。この努力とい

うものはみなみなならぬものだと私は思う。その
中から国民の健康や生命というものがより十分に
守られていく。そして、医療制度も、国全体の医
療制度の中で国民の生命が守られ、健康が守ら
れ、そして幸福が守られる、こういう道になつて

おるわけですね。だから、大ざっぱに言つて、医師
の免許を学校を出て与えて、そして研修を二年間

だけその卒業者に強制的にするといふようなこと
は、国民の側からすれば、それじゃ強制的にする
ならなほ免許を先に与えるのか、こういうことに
なつてくると思う。私はそういう話をもつと国民

にわかるようにしてもらいたい。りっぱなお医者
さんの中にも、そういうものは必要はないのじゃ
ないか、六年間教育してくればそれでいいんじや
ないか。私もそう思うのです。私もそう思うの
だけれども、何か知らぬけれども一年じゃ足らぬ
から二年をしなさいかんのだと、そこへ厚生省
がふつと乗つたやうなかつこうでこの法律が出て
きたといふ感じがするわけでありませう。

その大きな波を一つ越えて、この次は無給医局
員といふ話がこれまた横たわつてゐるわけであり
ませう。そういうものを含めて、厚生省は医療につ
いてなほもう少し実のある——私は、医学といふ
のは、日本のいまの科学の中で最高の科学だと思

う、人間の生命につながるのですから。それを国
民に施行して国民の生命、健康を守るといふな
ら、もつとすなおにその勉強したお医者さんや、
学生からお医者さんになられるわけでありませう
から、その人も納得する——昔は医は仁術だと言

つたくらいです。いまでもそうだと、そういう意識
で生命、健康を守るために一生懸命になつておい
でになるお医者さんが多い。そのお医者さんも納
得し、国民も何かしらぬ割り切れないやうな感じ

でこれを見てゐるものを説得し、了解さす方法と
いふものは那辺にあるのかといふことに厚生省は
なほもつと取り組みにならなかつたのかといふこ
とを第一に私は聞きたいのです。その前段で、
無給医局員のところまでまいりませうけれども、

なぜその辺を国民にも納得させ、勉強した学生、
お医者さんになられる方を納得さすやうな方法と
いふものを、無給医局員も含めて、なほおとり
にならなかつたのか、ここところが聞きたいわけ
です。

○政府委員(若松栄一君) 国民の医療を担当する
医師といふもののあり方に関する問題だと思いま
す。

昔は、少なくとも戦前におきましては、医師は
大学医学部卒業をもつて医師免許を与えられた。
それで、けつこう十分なことをやつてこれたでは
ないか。しかも、戦後、インターンの制度がしか

れた。そのインターンも、また現在のやうな不評
になつてきた。そして、何らかの解決を迫られて
いる。医師の教育といふものが医療を担当する場
合にどの程度の教育を受けなければ十分であ
るかといふことは、これは世の中の移り変わりに
よつて常に変つてくるものだと考えます。昔、

明治のころには、東京帝国大学医学部というやう
な大学を卒業すれば、すぐ病院長になつて飛んで
いく、あるいはすぐ地方の新しい大学の教授にな
つて行かれた方もございます。その時代におい

ては、その程度のことでも十分世の中に受け入れら
れたものと思ひます。ところが、だんだん医学が
進み、かつ、医療を行なう専門医師が多くなつて
まいりますと、一般の医療を行なう者について

も、大学卒業後数年間の勉強をしてはじめて一
人前になるといふやうな時勢になつてまいりまし
た。そういう時勢に対応して、結局、戦後におき
ましては、医師になるためには卒業後一年間の臨

床実習を行なうべきだといふ考え方が出、それが
制度化されたものと思ひます。しかも、それを
やつてみましたところが、まあ案に相違してとい
いますか、また厚生省自体のこの制度運営の怠慢

もあつたと思ひますが、理想どおりにはなかな
かになつた。かえつてこの制度の欠陥を露呈し
たしまして、むしろ有害無益とさえいわれるやう
な状態になつてしまつた。そこで、また再びこの

制度を改訂しなければならぬといふ情勢に立ち
至つたわけでございます。

前に一年といふインターンがありましたが、今
度は、そのインターンが不評であつて、これをや
めて、それにかわつて事実上新しい制度の中で二年
の研修をやるといふことは一体どういふことかと

いうことになるわけでございますが、結局、前の
インターンは、医師の免許を取得するための資格
要件としての実習でございました。したがいまし

て、医師の資格を持たない実習、修練であり、ま
あ学生と医師との中間的な存在であつたわけでご
ざいます。それが、そのような医師の資格のない
やうな修練といふものが事実上なかなか成果をあ

げがたい。しかも、その間、身分的な問題が医師
でもない、学生でもないといふことに付随いたし
まして、生活の安定も得られないといふやうなこ
とがこの制度の欠点になり、そうしてこの制度が

うまういなくなつた。しかし、研修自体が必要
であるといふことは、これは現在の時点におきま
してもどなたも異存のないことと存じておりま
す。しかも、この研修を十分にかつ効果的に行な

うためには、医師の身分を与え、現に診療行為を行
ない得る資格条件を備え、かつ、その環境のもと
で行なうことがよろしいといふことから、今度の
やうな制度に改めたいといふことになつたわけで
ございます。

しからば、前は相當の修練を行なわせて医師免
許を与えたのに、今度は初めから医師免許を与え
てやるのが国民に対して不安を与えないかとい
う問題でございますが、これにつきましては、現

実の問題といたしまして、先ほど来、昔の医者は
大学卒業後すぐ医師として働いた、それでも不
合理はなかつたといふ話がございます。それに、医
師といふものの考え方、医師法におきまして、

も、また一般世の中の慣習といたしまして、医
師といふものが高い常識と理性を持つて、この仕
事に使命感を感じて従事してゐるものであり、し
たがつて、世の中もあるいは法律自体も、医師の

良識と自覚といふものに大きな期待をかけ、その
良識と自覚といふものをもとにして制度が立てら
れ運用されてゐるといふことが根底にあるうか
と思ひます。そういう意味で二年間の研修といふ

ものは必要であり、しかも、その二年間といふも
のを、医師の資格を与えた上で効率的にやらせ
る。したがつて、インターンを省いて、直ちに医
師の免許を与えるといふことが、世の中の医療を

受ける側に不安を与えるといふやうなことは、万
万と言われないまでも、まず考えられない。それ

は、この制度そのものが、やはり医師の良識と自覚というものを基盤にしている、これにある程度期待しているということにつなげてくることだと思ひます。そういう意味で制度上の問題というものが組み立てられているものと思ひます。

なお、最近における学生その他の運動あるいは反対運動というものが非常に熾烈になつてまいりましたことは、私も自體も申しわけないと思ひております。しかし、現在、学生あるいは若い青年医師の運動というものは、単に医師法あるいはインターンそれ自體の問題だけではなしに、先ほどのお話の間にもありましたような無給医局員の問題であるとか、あるいは大学の医局問題であるとか、さらに、ひいては、その根底をなしております大学院のあり方、あるいは学位問題、いろいろの問題を総合して、運動があるわけでございます。現在、この段階におきましては、単に医師法に対する不平不満ということだけでは、単に医師法の問題であるというだけでは認めざるを得ないと思ひます。

○藤田藤太郎君　そういう説明をされても、国民はわかりませんよ。大臣からもう一べん詳しく説明してもらいたい。技術的な問題はあなたでしゅうけれども、そんな説明をしてもわからぬですよ。昔は、インターンはなかった、すぐ医者になつた。それから一年インターンになつた。それで、それでは、どこからそれに対して意見が出たのですか。そのインターンの一年間というのは、医療施設も十分でない、十分の勉強もできないという意見もあるでしょう、一つは、しかし、もう一つは、しっかり学校で勉強してやつてきたんだから同じことじゃないか、一年間置くことは必要はないじゃないかという意見もあったでしょう。その中からインターン制度というものがなくなつて、あなたのいまおっしゃる通りに、研修が二年必要だというなら、学校の年限を延ばすとか、学校の六年間の間に十分教育をするとか、これだけ延ばさなければならぬというなら国家

がそれだけ保障しなければならぬ。国家が保障せぬわけでしょう。一万五千元ですね、インターンの諸君にこれで食つて勉強を二年間せよ——インターンじゃありません、卒業した者に、やれと言つたつて、それは、あなた、問題がありやしませんか。ここに一つ問題があるでしょう。

もう一つ、くるりと裏を返せば、二年間しなればならぬのに、医師としていつでも診療はやれる、医療行為はできるという条件を備えているという問題です。政府は、一生懸命、二年間研修しなければ一人前の医者ではないんだ、ないんだと。あなた、こういうことを言つたことがありません。正看護婦はりっぱな教育をした看護婦や、准看護婦というようなものはほんのらぬだというやうなことをおっしゃつたことがあるでしょう。もうちょっと違つた表現かもしれませんが、それにしては、准看護婦は政府で養成しているじゃないですか、一人前ではないと言つても、それじゃ国立病院はどうしているかという、正看護婦一人に対して准看護婦が二とか三とかの統制のもとで看護行政がやられているかという、そうじゃないか、一対一で、民間はともかくとして、国立病院でもそういうことをやつていないじゃないですか。それでいて、せっかく勉強した学生にけちをつけて、そして、もっと教育しななければいかぬのだと、そこまでおっしゃるなら、国が、その勉強をする期間を社会が要求しているというなら、勉強している人になぜ生活的な援助や技術的な援助というのをなさらないのですか。そういう方法で金をやらないで、勉強が足らぬから一人前じゃないということだけでは、国民がその面に対する内部の不満や反対があるのは当然のことだと私は思ふのです。

片一方では、しかし、今度は国民の側に立つたらどうなるか。政府があかんあかんと言伝をしておるお医者さんが診療をするわけでしょう。これはどうなるのです。あなたのいまの理屈からいへば、その人たちが医者の免許を持つて、医師として診療をするわけでしょう、治療をするわけでしょう。

う。これは違反ですか。そうじゃないでしょう。もちろん、試験を通つたら医者じゃありません。かりつぱなお医者さんじゃないですかこれは。それらに診療もし治療もするわけでありま。す。うしたら、これは国民の側から見たらどうなるのですか。その学校を出た人が、わしらはりっぱな医師なんだから、自主的には研修するけれども、政府の強制的なしらりの中で研修はしないと言つたら、これはどう答えるか。そうすれば、なおさらややこしい問題が対国民の間に——あなたのやうに高度な科学者としての議論をしている、それはいいでしょう。しかし、対国民の間にはどういふ問題が起きてくるか。自分らが年いっただけで子供がたよりないという見方で屋上屋を重ねるやうなやり方を厚生省はする、それとしか考えられないじゃないですか。自分らの時代は研修も何もなくて医者になつたんだ、自分らの子供には医学が進歩したとかなんとないですか。それが昔のことは学校じゃ教えないのですか。それが昔の水準の教育をやつておるのですか、六年間の勉強というの。医学校で昭和二十一年前の水準で勉強を教えて、進歩した分はこれから研修でやるということですか。そうじゃないでしょう。学校というの、りっぱなお医者さんがおいでになつて、日々発展をしていく努力をしている。医学者が努力をしてきたものは、一分一秒とは私は言いませんけれども、世界じゅうの医学というものを学校の教室で教えておるのじゃありませんか。進歩した進歩したと言うなら、進歩した分だけは学校で教えておるのしょう。教えていないのですか。何を目的にこの法律がこういふか。こうで出てきたかというところが、私は医学者でもありませんし、専門家でもありませんから、ようわからぬが、何を目的に、何を言いたくてこういふ法律が出てきたのかというのを私は聞きたいのです。よくわからぬのです。もっと整理して国民の前に医療制度というものを示さなければ、国民の側からよくわからぬのです。われわれ携わつておる者でもよくわからぬ。もう一べん説明してください。

○政府委員(若松栄一君)　昔に比べて医学が非常に進歩しておるということも、これは間違いない事実であります。したがつて、医学教育におきまして、昔に比べて学部教育の中で教えたいということは非常に多くなつてきていると思ひます。そういう意味で、十分に医学教育の中で教えようとするれば、おそらく医学教育それ自體も相当延長しなければならぬという事態もあると思ひます。なお、医学教育で教える分野も相当進歩しております。したがつて、医学教育以後における勉強というものも、これも昔に比べて相当高度になり、かつ、専門化してきていると思ひます。

そこで、医学教育というものと卒業後の研修訓練というものをどこで線を引くかという問題があるわけでございます。一部にある考え方は、できるだけ医学教育を延ばすという考え方もあります。また、一部には、学部教育というものはおのずから限界があり、当然その中ですべて満足するだけの教育訓練はできない。したがつて、やはり一部は医学部卒業後に譲り渡さなければならぬという考え方の両方があると思ひます。しかも、最近におきましては、どちらかといひますと、学部教育というものは延長しても限度があり、むしろ学部卒業後の研修訓練というものをもっと専門化し重点を置いていかなければならぬという考え方もかなり強くなつてきつたと思ひます。アメリカあたりでも、学部教育はむしろ短縮するべきであつて、学部卒業後の教育研修に重点を入れるべきだという考え方も相当出ております。そういう意味で、今度の研修制度というものは、いわゆるインターンという中途はんばなものをはむしろ削つて、学部卒業後の医師としての研修に力を入れて、そうして比較的短い間に十分な効果のある修練を積ませよう、そういう趣旨に出たものであります。そうして、国民の医療の質の低下を来たすやうなことはないように配慮して行なつていくつもりでございます。

○藤田藤太郎君 なお話がわからなくなってきたね。そんなことをあんなおっしゃるんだから、この前だから、参考人と呼んであらゆる階層の人の意見を聞いた。あんなのように、学校年限を短くして、卒業してから教えるんだというようなことを言われた方が一人でもありますか。私は医者じゃありませんから、よくわかりませんが、しかし、あんなのようなそんなもの考え方での法律を進めようなどというのとはとてもないことですよ、と私は思う。医学界の人であんなのようない意見が全部であれば、私は何をか言いませんから、もうその件にはさわりませんけれども、しかし、六年なぞ学校が必要かというたら、教養二年の専門四年という学校で新しい変化し進歩する医学を教えるというのでしよう。そうして、まあ生活のことまで言うたらいけませんけれども、大学四年の学校でもなかなか一般の人が出てくいのを、六年も大学に行って生活の中の大きな荷となってきた。それから卒業したとしても、もう一べん研修をして、それで一人前の医者として病院やなんか配置をして、いまの無給じゃないですか。勉強して医者となった人を権力で低医療費に押さえていくという以外に何もないじゃないですか、あなたの意見を聞いていたら。そんなことを言うたら、なおわからぬようになつてしまふ。なおわからぬようになつてしまふ、あなたの説明を聞いていたら。何のために医学校が六年あるのか、専門課程が四年あるのかというようないこともわからぬようになつた。

○政府委員(若松栄一君) 私が申し上げましたのは、医学教育を積極的に現在よりも短くしようとするような動きはございません。ただ、現在、医学教育というものをだんだん長くやらなければ、学部教育というものをなかなか十分なものに教えられる。しかし、これ以上長くするということには事実上なかなか困難なので、やはり医学教育というものはある程度時間の限度があるので、そこで、ある程度あきらめて、そうして学部卒業後の教育にできるだけ重点を注いでいこうという傾向にある。そういう意味で、アメリカの例なんか出ております。

なお、アメリカでも、インターンというものが、また、インターン終了後に医師になつてレジデント制度というものがかなり慣習的に確立しておりますけれども、インターンといふゆるレジデントというものも、ある意味では重複的な面もある。それらはむしろ統合して新しい法律的な制度を考えるべきだと、これが結局は法律的な研修というものの形態をどうすべきかという検討材料になつてゐるわけでございます。

なお、一般の学部よりも二年間長い学部を卒業した医師が、その後研修の期間に生活の安定なしに研修をしなければならぬという不合理については、私も十分心にし、また、そういう不合理をできるだけ排除したいという気持ちでやつてゐるわけでございます。

○国務大臣(園田直君) 研修制度の問題でいろいろ問題が起つておられますが、それぞれの立場で問題が起つておると思ひます。

まず、第一番に、これを提案した厚生省自体が考え、反省をしなければならぬ点があると考えます。戦後、インターンの制度がつくられて、しばらくはその任務を果たしておつたが、その後、実際にインターンの制度をやる人自体から、インターンそのものが一年間やつても何ならぬということやその他の意見が出てきて、数年間これが放置をされて問題のままで押し流されてき

た。そこで、一般の卒業する諸君が受け入れてくれるようなことを考えるために、インターンにかわるべきものとして研修制度をつくるのか、あるいはそうではなくてはつきりした目的をもって研修制度をお願いするのか、この点を厚生省がはっきり明確にしなきゃならぬと考えます。インターンは、戦後任務を果たしてきたが、その後いろいろ問題で反対があつてきた。これは、むしろ、私から言わせれば、反対がある前に厚生省自体が日本独自の医療制度の将来の像をつくつて、それに伴つてインターン制は廃止をしてやるべきだったと考えます。いづれにいたしましても、お願いしております研修制度というものは、インターンにかわるべきもの、あるいは研修生と名前を変えてインターンにかえるものではなくて、ここではつきりしなければならぬことは、六カ年間の教育によつて、臨床の教育も、実地の教育も、学問的な教育も、一人前の免許を満了した医師としてりつぱな技術を習得したものということが第一の前提であります。

そこで、さらに、そうではありまするが、以前においても、医師の免許をとつた人が、それぞれ大学なりあるいは附属病院に残つて医師の良心に従つてさらに技術的なあるいは医療的な自分の能力を高めたという意味で、学校に残つて勉強された、その定員がないために無給医局員というやうな変則的なものが出てきてゐるわけでございます。そこで、今度の場合には、卒業されたならばりつぱに医師であるということ、国家試験をやつて免許を渡すのでございますから、これはどこへ出しても生命を預かるにはいささかの遜色もない医師だ、この点は第一にはつきりしておるわけでございます。

第二番目には、しかしながら、さらにそれぞれの御希望によつて自分の技術なりあるいはその他のものを練磨したいという方々のために研修制度を設けたのであつて、さらに突き進んで言えば、ただいまあなたが御指摘なさいましたように、お医者さんは、死ぬるまで研修、未知への研修であつて、あるいは現実に関業した方がまた一時休んで自分の大学に帰つて研修されるということも現実に行つてゐるわけでありませう。そこで、これは、義務制度にしないで、努力目標としたわけでございます。なお、また、その点について、こういう切りかえの時期でございますから、学校教育等に十分なことがあれば、これは文部省で十分六カ年間に一人前の医師として資格を与えるような教育方法あるいは実地訓練等の修正もなければならぬと思ひます。そういうわけで、医師になつた新しい方々が、さらに自分の技術その他を練磨したいというわけでありませうから、国家としては、無給医局員などという変則的なものが出てこないように、これに対する身分の保障あるいは研修の期間の待遇、こういうものを十分にするように考えると同時に、二年間おつて価値があつたと言われようような教育環境の整備をする、これが厚生省自体がこれをお願いをするについては十分考えなければならぬ問題であります。

それから新しく学校を卒業されて医師になつてようとする方々のいろいろな御不満は、そういう厚生省の態度がややもすると明確でなくて、何かこう疑惑を与えるという点の一つにはあると思ひます。この点は十分反省をし、御審議に従つて私はその方針を明確にしたいと考えております。

なお、また、学生の諸君が騒いでおられるのは、これは当事者でなければわかりませんが、私の判断では、これは単に研修生問題だけの問題でなくて、やはり医師というもののあり方についてのいろいろな問題を含んでおる。一言にして言えば、医師というものが病気をなおす技術屋、職人であるという立場、そうではなくて、われわれは理想の社会を建設する医療面を担当する人間だという、医療の社会的効用といふことが、そういう理想を持つてゐる。しかるに、現在の教育環境並びに自分たちの置かれた立場は、その理想とはあんまりかけ離れてゐるという点、学生諸君が非常に不満に、騒いでおられる出点であつて、それか

らこの問題に対するいろんな、たとえば身分が保障されていないじゃないかと、あるいは待遇が二万五千円とか一万五千円では不十分じゃないかと、あるいは、インターンの場合には自分たちは一年間いなきや試験を受けられないからインターンに入らなければならぬ、実際はどこへ行つたつてたいたことはなく一年間過せばいいといふつもりでやつておつたんだ、しかし、研修生になると、一人前になった医師がさらに二年勉強するんだから、それだけの準備をしてくれているのかということに対する不信と疑惑と、将来に対する問題、あるいはまた、定員等を割り当てているなどという気配がありましたので、それじゃ、また、一方、厚生省は、国立病院などでの医師の不足というものを、一人前の免許をやって、定員を充実するためにわれわれを低賃金で使はんじやないか、こういういろんな問題が出てきているのがそういう問題だと思ひます。

なお、また、いままでにすでにお医者さんになられた方の御心配というのは、やはりそういう自分たちの過去の経歴から来る心配であつて、国民の方のこれに対する不安というものは、卒業をされてつぱに医師でございませう、このままでも開業できます、しかしながらさらに勉強されようとするためにはこういう便宜の制度を開きますと、こういう点を明確にすれば、私は国民の方の不安も避け得るものと考えます。

しかしながら、いま私が申し上げましたことは一つの理想でありまして、その点に十分であるかといふと、御審議願へれば、なお、予算の面において、あるいは制度の面において、不十分な点がございますが、この点は将来必ずこれを改善するといふ石だけは打つてあるわけでございませう。

これが、大体、私の考え方でございます。

○藤田藤太郎君 ですから、大臣のこの法案に対する出発点は、学校を卒業すれば医者として試験を受けて、通つた人はりつぱな医者である、その上にもっとも皆さん研修をしてよい医療医術をやつてもらいたい。前段はわかりませう。しか

し、後段が、もっともつとしてもらいたいというのが、二年間というシャッポをばつとかぶせる。そのうすると、結局、事実は、さきき医務局長が盛んに言うように、一人前でない医者を職場に出せないから、二年間これで縛つて研修をやらすんだといふことに、事実問題としては、大臣の前段の考へ方は私はけっこうだと思ふ。しかし、後段になつてくると、裏づけするのは医務局長ですね。医務局長は、一人前でないんだと。私は、看護婦のときにおこつたことがあります。なぜそんな看護婦というのを養成するんだといつておこつたやうなことがありますが、それと同じ感じで医務局長は先ほどから私に答弁をして

いる。そんなことなら、学校制度も、臨床の研修の制度も、医務局長の言うことなら文句が出るのはあたりまえですよ。裏をくるつと返せば、医務局長の言を進めていつたら、国民は新しく学校を出てきたお医者さんに対して不安を持つのはあたりまえだ。だから、いま大臣の言われた前段に、研修といふものは二年を限つてするんだと言わないで、みんなにしてもらいたいといふところへ話がいはれば、そこはだんだん筋道が立つてくるんです。学校を卒業した者だけに二年を頭からかぶせてといふことになる、医務局長が先ほどから盛んに言うように、おまえら一人前じゃないのだから、二年間研修しなければ一人前じゃないのだから、二年間研修しなければ一人前じゃないのだから、というところで、頭から押さえて、それだけの国家義務を負つて、待遇もなにせぬ、そうして裏から申せば国民の不安がつるばかりという言ひ方にならないう、私はそういう感じを持っています。だから、みずから徹して、今度のインターンから二年研修の医者を養成する期間の道筋といふものを特に真剣に厚生省の中で相談をしてもらわなければ、わからぬと思ふんですよ。大臣、いまおっしゃられたけれども、大臣のおっしゃることを聞いていたら、お医者さんは死ぬまで医療医療をもつて国家に尽くしたいといふ、私もお医者さんの気持ちこそだと思ふ。同感であります。しかし、学校を卒業した者だけ

上からおつかふせて、そうしてその裏づけする説明はおまえら一人前じゃないのだといふところから話が進んできたら、これはどうなるか。なかなかそれは理解がしにくくいんじやないですか、大臣。そこらのところあたりは、医務局長の話を聞いて、あなたはどうお感じになりましたか。

○国務大臣(岡田直君) 医務局長の答弁は疑念を招くやうな答弁でありましたので、私はあらためて述べたわけでありますが、研修の二年と申しますのは、みがきをかける意味において、今日の医学でどの程度がいいかといふことをいろいろな専門の機関に諮問した結果、二年といたしたもので、しかも、頭からおつかふせた意味ではなくて、この法律の中に努力目標として書いたのと、もう一つは、私のほうで提案いたしました中で登録の問題がございませう、この登録も、法律の文言では義務ではなくて努めるものとすると言ひてありながら登録といふものをすることは、医者を区別をして、法律ではなるべくやつてくれといふなら、実際はやらなければならぬといふふうにとられるおそれがありますから、その点は衆議院のほうで御修正を願つて、私もその御修正をそうあべきだと考えたわけであります。したがいましめて、この法律自体が義務の法律ではございませうから、専門家の意見を聞いて、研修をするならまあ二年といふことが各所から出てまいりましたから、二年と書いたわけであります。

○藤田藤太郎君 大臣はそうおっしゃいますけれども、努力目標だと。だから、受けても受けぬでもないけれども、医者の良心はできるだけ勉強したいといふことだと私は思ふ。だから、研修を自主的にするといふことがそこから生まれてくれれば問題はないわけなんです、二年といふやうなことを言わないで、ところが、あちこちで医務局長は、医務局長が言われるように、二年間の臨床研修を行なわなければならない者に對しては、将来、国立病院その他に採用しないといふところまで言ひ切つてゐるんです。これはどういふことですか。あなたの努力目標には二年といふ裏づけがあるわけやな。

こういう言い方になつてゐる。そうすると、いかに大臣がここでおっしゃつても、二年といふのは単に努力目標なんです、みんなが研修をせしめらうといふことではないんだと言われても、これを受けない者は国立病院から療養所から、そういう国の関係のところには採用しないのだといふことまで保健所長会議でその訓辭をしてゐるわけですか。これはどういふことになるんです。そうすると、どうもよけい話がややくしくなるんじやないですか。

○政府委員(若松栄一君) 今度の法律改正にあたりまして二年の研修の規定をきめました、その研修を終らない者は国立病院に採用しないといふことを保健所長会議で私が説明したといふふうに承りましたことは、おそらく誤りではないかと思ひます。実は、そういう誤解を招くやうなことを申し上げましたのは、私の部屋に、昨年であつたと思ひますが、ある大学の卒業生の数名が参りまして、国立病院等にはこの研修を受けない者は採用しないかといふことを申しましたので、この研修をしないかといふことから、そういう採用上の条件としていたすことではない、しかし、この研修を受けてくれることが望ましいのであつて、それは国民も法律も期待していることであるから、そういう期待していることに沿つてくれることが望ましいといふことは申したことがございませう。それがおそらく誤解されてそういうふうになつたことであらうと思ひます。その後、そのやうな誤解を招くやうなことは適当でなかつたといふことで、学部長会議、病院長会議でも、このことは軽率な発言であり、もちろん公式な発言ではございませぬけれども、誤解を招く要素があるので、このことは明白に取り消してございませう。採用上の区別、あるいは採用の条件といふものではない、医師に何らこれによつて区別はしないんだといふことを重ねて申し上げてあります。

○藤田藤太郎君 だんだんとあなたのおっしゃることを聞いてると怪しくなつてくるわけですね。それで、そんななら、二年間といふ

いと、自主研修をやるのにはこれだけの国家としての援護をいたしますと、そういうぐあいにおつしやったほうがむしろいいんだ。私は看護婦のときることが頭にこびりついているんですよ。正看護婦は看護婦やけれども、准看護婦というのは一人前じゃないのですよと言うて、やっておること

は一人ずつ当直から何からみんなさせている。私は腹が立ちましたよ。それだったら正看護婦ばかり養成しないのか。そういう感じで今度の医者の問題も見ておられると私は思う。だから、先ほどのような答弁が出てくると思う。私は、十分にひとつそのところは、まだ入りたいものはたくさんありますけれども、もう少し外部の人が納得するような筋書きというものを一つくつてもいい。衆議院でどんな議論があったか知りませんが、私も、私はそう思う。だから、もうちょっとそこを筋道を明らかにしてもらいたい、こう思う。

それからもうきょうはなんですかやめますが、無給医局員の問題についてもう少し考え方がないのですか。なんにもないじゃないですか。文部省にも来てもらったけれども、文部省の方も無給医局員で病院が運営されているというところは御存じだと思います。それで、今度の二年間研修という問題についてどういうかにお考えになつてはいるのか、ちょっと聞かしてほしい。

○政府委員(宮地茂君) 前段の無給医局員のご意見ですが、無給医局員の発生の経緯、歴史的な沿革、これはいろいろございしますが、率直に申しまして、大学病院——国立大学病院だけではないと思いますが、直接文部省が設置してあります国立大学病院を例にとりまして、無給医局員をその病院の患者の診療の要員として使っているという面は、これは認めざるを得ないと思えます。

それからもう一点の研修の問題でございますが、私も、今回の医師法の改正は、一応これは医療行政の立場から筋としては厚生省が直接これに対しての主務官庁であらうかと思いますが、何と申ししても、医師を養成いたしました医学部の教育ということ、それからまた、研修を行ないます場合に大学の附属病院でもそれに協力申し上げるようなことから、厚生省ともいろいろ御相談もし、これが理想、完璧なものとは存じませんが、従来からの経緯から、これら医師

法の改正には文部省としても賛意を表しておる点でございます。

そういうことで、臨床研修もさることながら、文部省といたしまして、医学部の教育につきましては、授業時間数等のくふう、カリキュラムの編成のくふう、いろいろ医学部教育につきましても今後改善をしたい、さっそく四十三年度からでもこれを実施していきたい、こういったようなことを考えております。

○藤田藤太郎君 文部省の方にお尋ねしますが、学術局長ですか、私がいま少し議論しましたように、あなたのとこで、大学六年間、お医者さんになつてつづいて国民に寄与できるという条件を学校制度の中につくつてないのですか。あなたもやっぱり学校を出てから研修をさせにや一人前じゃないと思つておいでになりますか。今回厚生省から医師法の一部改正として出てきたものについて賛成だとおっしゃった。賛成だと言つて以上は、検討されて賛成が反対が出されるのでしよう。そのときに、あなたの方は、インターンの一年があつて、今度二年になるわけですね、研修は、厚生省が学生を養成しているわけじゃない、あなた方が養成しているのです。そうすると、六年の間にそんなものをうしろにつけなければ医者として一人前にならないような教育しかしてないわけですか。自主研修は別ですよ。これは日々医学医術が発展しているのだから。しかし、あらゆるものを取り入れてお医者さんに育て上げたなら、すぐでも人の診療や治療に当たれるというような、学校へ行っている間は学生——人をつくつていないのですか。そのことを検討したことがありませんか。

○政府委員(宮地茂君) 今回の医師法の改正に關してのたまたまの御質問でございますが、おっしゃいます一人前という意味でございますが、私も、六年間の医学部を卒業いたしました医師の免許状が与えられる以上、これは一人前の医者としての養成を六年間にすべきであるということとは十分考えますし、先ほど申しましたように、それ

に適するように六年間の教育課程なりあるいは授業時間なり、そういうことも改善して、いわゆる一人前の医師として卒業後医療に従事できる者を養成すると、そういうふうな今後進めたいと思つております。

ただ、医者の場合は、何といひしても経験ということが非常に重要な要素をなすのだと思ひます。そういうことで、一人前としての医者にはなりますが、その次からは希望になりますけれども、皆さんが、あるいはお医者さん——まあ文部省が一応所管しておられるその他のことから申しますと、学校の先生も、教育公務員特例法によれば、規定がございまして、今回のお医者さんの場合と同じように研修を必要とするというものを法律に規定しております。似たようなものですが、特にお医者さんとしては経験ということが相当強い要素を占める、そういったことから、一応私ども、一人前の医者としての養成はいたしますが、人の生命を直接預かる医者ですから、それ以上なお一そう勉強していただきたいというような気持ちでその研修になってあらわれておられるのじゃないかというふうな考慮をおこさなければならぬ。

○藤田藤太郎君 医者としてつづいて育ててきた、学問をしてきたとおっしゃるわけですが、学校の立場から、あしたから人の生命や健康を預かるお医者さんとしてつづいて育ててきたとあなたがおっしゃった。将来もそうしたいとおっしゃった。そうしたら、厚生省から二年というような研修をそれにおつかふせよということについて、自主研修のことなら当然のことだろうと思ひます。特にお医者さんのほうは生命に關係するから、よけいやっていただかなければならぬ。むしろそれに対して国家が補助をして援助をするのがあたりまえです。一般のお医者さんに対してそういう形で私はやっていただかなければならぬけれども、あなた、それを二年義務的に強制的に——努力目標じゃないに、強制的に義務的にやらせようとしておられるに賛成したとは何ですか。りっぱな医師

として育て上げたんだから、もっと医学医術を上げてもらうためには自主的に大いに機会を厚生省は厚生行政、医療行政の中からつくつていただけたらいいけれども、二年間もまたおつかふせてやりたいということに対しては、反対だと言ひたい。あたりまえじゃないですか、いまのあなたの言からいへば、それに賛成だというのはどういうことですか。出てこぬじゃないですか。りっぱな学校で教育をしたというのだから、なぜその賛成というのが出てくるのですか、そこから。

○政府委員(宮地茂君) 私の説明があるいは十分でなかつたかと思ひますが、文部省といたしましては、医者に限らず、大学にはいろいろな学部、学科がございしますが、社会に出ましている職業につく人々の基礎教育をやっております。そのためには、大学といたしましては、一応これだけで、まあ先生のおっしゃる一人前という意味にもいろいろございしますが、一応これで学校教育としては世に出せるというだけの教育をしておられるわけです。しかしながら、先ほど教師にも例をとりましたが、あらゆる職業につく人が大学を出ても研修を必要とすることは申すまでもございせんが、とりわけ、人に教える先生とか、あるいは生命を預かるお医者さん等では、経験といたつたようなことも相当重要な要素でございしますので、一応は学部で医者になれる、教師になれる、しかしながら、それで事足りるとしないうで、その後大いに勉強をせよという、してほしいと、そういうことでこの臨床研修はできておるものと私は承知いたしております。そういう意味におきまして、文部省としては、直接は学部教育ですが、学部教育を一人前にしたんだから、あとはもう何も勉強せんでもいいんだということではなくて、いろいろ勉強をなさるということでございますので、それをしも私のほうで、いやもう学部を卒業したんだから、それ以外は研修の要なしと、そう言うべきことでもございせんし、そういう意味で私のほうはこの臨床研修を了解し、賛意を表し、大学におきましてそういう研修の一翼をになつて

差しつかえないというふうに考えた次第でございます。もちろん、これは、私個人の意見というよりも、文部省がそういう考えに立ちます前に、国公私の大学の医学部長やあるいは病院長その他のいろいろな人の御意見を聞いて、こういうことになった次第でございます。

○藤田藤太郎君 あなた、ここで私が議論しておることはわかっていられるでしょう。私が何ももう勉強せんでもない、どうこうというのを言いましたか。しかし、いまの法律に出ているのは、二年間義務制をつけるという法律ですよ。自主研修をして大いに医学技術の進歩に沿って勉強してくださいということは、あなた、当然なことじゃないですか。私もそう言っている。しかし、二年間というのを頭からかぶせてやることはどうなんだというのを言っている。それにあなたは賛成したんだと、こう言っているんです。やっぱり教育をして、日進月歩に沿って教育をして、やっぱりお医者さんとして養成して学校を送り出したんだと。しかし、医学技術は日々の進歩であるから、日々の進歩に適應するように大いに努力をしてくださいとあなたはお願いをしたいわけなんです。私もそうお願いをしたいわけなんです。それから、これを受けぬのはどこにも採用せぬぞというのを課長会議に振りまいてやっているという、この事実はどうなんですか。この事実、権力で押える以外の何ものでもないじゃないですか。そんなことで大学学術局が賛成したというのはおかしいじゃないかということをおっしゃっている。あなたのほうで、学校で十分に勉強をしても足らないところは皆さんの努力で社会人としてつばに立ってくだささい、そういうことは私も賛成だからと、そういう言い方ならあれやけれども、あなたは法律を見たんですか、この医師法というのを。いまこへ来て、ああそんなことがあったかというんじゃないんですか。あなた医師法の一部改正を十分読んでそれで返事をされたんですか、賛成やと言ったというんです

から。
○政府委員(宮地茂君) 私の答弁が十分でなかったかもしれませんが、私はもちろんこの法律の改正案は十分読ましていただいておられますし、衆議院の段階でもいろいろ御質問もございましてお答えもしてまいりました。

それから先ほど来おっしゃってられます、その二年の研修を終わらなければ、どこへつとめるとか、採用しないとか、こういうことは、これはまあ厚生省の考えか何か存じませんが、私のほうはそういう前提でこの研修がいいとか悪いとかいうことを申し上げておるわけでもございませんで、その点は誤解のないようにしていただきたいと思いますが、私のほうは、ただひたすら、研修をするというのに対して、国立大学でもそういう研修には御協力申し上げよう。それで、一生勉強すべきもので、年限をあるいは限らなくてもいいというお考えも一つであらうかと思えますが、ともかく新たに学部を卒業した者がその他の医師と比べて経験年数が少ないという点においては新卒生は言えると思います。そういうようなことから、一生勉強すべきであるけれども、とりわけ新卒の方は経験も浅いからなお一そう勉強してもらいたいという意味だと思えます。そういう意味で私は賛意を表しておる次第でございます。
○国務大臣(岡田直君) 第一、医務局長が何か誤解を受けることがあったようなことを申し上げております。さらにここで明確にいたしておきますが、研修を受けた方と受けない方の身分の扱いに何らの差異を絶対に与えないことをここで明確にしておきます。
それから二年というのは、無給医局員の方などの状態を見ましても、二年、三年、五年、長い人は十年近くもやっておられるようで、本人の意思によつてさらに研修したいという、いわゆる自主研修とおっしゃいました、われわれはそういう気持ちもありまして、ただ、二年という年限を書いてございまして、おつかふせた気持ちには全然ございせん。そのために、法律は、最初は「努

めなければならぬ」とあつたのを「努めるものとする」と修正を願ひ、さらに、登録制がございしましたが、義務じゃないといつても、登録をして医師の肩書きが違えばこれは強制的なものじゃないか。国家権力を背景にして、口では義務じゃないと言ひ、実際はそうするようにしつていていっているんじゃないかというような疑惑がございまして、登録制はやめて、研修を終わつた人のことは、終わったというのを病院長から大臣に報告するだけをお願いしたわけでございます。

その二年というのは、専門家の懇談会の答申もあつたことでありますし、政府としては研修についての責任を持つ意味においてやつたのでございまして、二年間だけでは不十分ではあるが、身分その他の保障をいたしますという意味で、決して二年間やらなければどうするということをおつかふせたわけではございません。

○藤田藤太郎君 だいたい大臣と医務局長の話が食い違つてきたようになつてきつたので、どうもつかみ方がないような感じがなつてきて、結局、残るのは、二年研修するということだけが残る。だから、そこまで大臣がおっしゃるならば、二年間の研修など取つたらいいんです。そして、国家が補助する。一万五千円というけちなことを言わないで、もっともつと研修する。国民の生命のためなんです。だからね、お医者さんのやつておられることは、ことになつてくると、いや一人前でないとか、まあはんばものとはおっしゃらないけれども、研修しなければいけないとおつかふせた厚生省の事務担当の長がそういうことを言つて、また、その下で、こんなものは採用したらいかんぞと全国会議でやられるようなことになつたら、この二年間というものは、努力目標だとおっしゃるけれども、そうじゃないに、大きな冠をすばつとかぶつていものから、無言のうちにこれに従えという以外に何ものもないのじゃないかと思うのです。私は、医者というものは、学校を卒業してから勉強すると思うんです。やはり人間対人間になるのですか

ら、診療とか診察ということになつてくると。だから、何とかして病人をなおしたい、病気をなおしたいという気持ちになられるのは当然だと思ふ。だから、自然に、そこには勉強して——もう勉強せんでもないとかなんだという理屈じゃないに、まじめな、医療行為を通じて国家社会に貢献したいという学生から、医者になられた方や、またはお医者さん全部がそういうお気持ちであらうと私はそう思うのです。それを、何かしらぬけれども、知らない間に、自分の子供はたよりないというところから始まつてきたり、やかましゅう言うから、うるさいから、じゃこれは取つておこうか。しかし、実際は、二年間は研修せよならぬというふうな話が出てきたりして問題を起こしているんだと、私はそう思うんです。国会に出したから形式をとらなくちゃいかぬとかいふとかいふ問題じゃない。いかにして国民の健康保健の上に立つて医療制度が貫徹し、その重要な柱はお医者さんなんですから、お医者さんいかにそれに尽くしてもらへるか。あとは医療制度というものは病氣になつた人から受益負担でさすんだとか何とかというふうなへ理屈をつてみたりしてやるような医療制度を国会で大きな声を出して議論せよならぬというふうなことがないようにするのが岡田大臣の理想だと私は期待しているんです。病氣になつたら個人の責任じゃと。個人がお医者さんに手を握つてもらつて利益を受けるのだから、受益負担が当然じゃというふうなことを厚生省の法案で議論せんならぬようなことでは、私は主権在民の国家の社会保障なんというものは、う終わりだと思ふ。自然、そういうものが残滓として残つて、いまのような無給医局員が残つていたり、そうしていまのように細部まで詰めていくと、いやそんな内容まで知らなで勉強してくださいます。だんだんと議論する間にほけてくるわけです。それは大学としてやっぱりお医者をつくりたいのだから、研修することは大いにしても

らつたらいけれども、しかし、そこは十分聞

いていないというような話になってくる。私は、何で厚生省が無理をしてこういうことをおやりになるのか、よくわからぬわけですね。

それじゃ、いずれ——これは私もきょうばかりで質問を終わろうとは思わないわけですから、きょうは初めての質問ですから、無給医局員の問題について将来の展望、これとあわせてどうするかというのをひとつ聞かしてもらおう。それから、これに関連する定員法の問題がありますけれども、定員法の法律が通らなうならそれじゃどうするんだという問題も現実の問題として出てくるわけですから、その二つをひとつ答えていただきます。

○政府委員(若松栄一君) その前に、一言だけ追加させていただきますが、私もこの二年の研修というものを考えます場合に、これによって医師の資格、条件等に差を設けることは無いということは、大臣からも申されましたとおりでございます。したがって、たとえばこの研修を行なわないで大学の専攻生になってももちろんかまいませんし、また、基礎医学のほうに行ってもかまいませんし、また、これも具体的な例として出たわけでございますが、大学のもし有給の助手のポストがあるとすれば、有給の助手のポストについて研修をするということももちろんあり得る。また、国立病院がもし教育病院になって、そこで有給のポストがあるとすれば、そこにつくことももちろん可能である。また、保健所の場合につきましても、保健所につとめようとする医師がこの研修をしようとする場合に、県が保健所の要員として採用した上で県の職員として研修を行なわせるということもあり得るというふうに、きわめて弾力的に考えておるわけでありまして、そういうふうで、決して無給に締め出すというつもりは全くございません。

○国務大臣(園田直君) その場合は、研修じやなくて、本採用……

○政府委員(若松栄一君) 県の職員として研修を行なうということでございますが……

○委員(山本伊三郎君) 速記をとめて。
【速記中止】

○委員(山本伊三郎君) 速記をつけて。

○政府委員(若松栄一君) ただいま大臣から注意がありましたが、保健所の分につきましては後ほどまた検討いたします。そういうことでございませう。

なお、無給医局員問題というものは、これは本来文部省の大学経営上の問題でございまして、私もいたしましてこういう研修の制度を立てました以上は地位の安定ということを極力希望しておりますので、教育病院においてはもちろん有給化していく。どういう形で、生活の安定ができるような形にしていこう。同時に、文部省においても、附属の病院におきましてそういう無給医局員というようなものはなくなる方向でやっていたいただきたいという希望を述べ、そういう無給医局員がなくなるという一つのステップとして、まず研修中の医師に若干の手当を出して生活を安定させようということが無給医局員を解消させるという方向にも大いに役立つということで歓迎するわけでございます。そういう方向で、文部省におかれても着々手配が進んでいるというふう

に存じております。

○政府委員(宮地茂君) 文部省のほうでこの臨床研修をする医師を預かります場合は、これは定員に入れるつもりはございません。臨床研修を行なう医師として臨床研修生と申しますか、そういうような形でございまして、これは定員職員ではもちろんございません。研修中の者でございます。

それから無給医局員につきましては、これは、本来、無給医局員というのは、無給でも自分のために大いに勉強しようという人が入ってきたのが歴史的沿革の最初のことだと思えます。ところで、それを大学が診療要員として便利なものだから使いつつあるといったようなことからいろいろ問題が起つておると思えます。そういうような点につきましては、無給医局員なるものがほんとうに勉強したいと、それを診療要員として当て込

んで使おうということはよくございせんので、それに診療をお願いするにすれば、協力謝金を出すとか、あるいは、無給医局員といながら実体は定員職員と同じようなことをさせておる、しかも、そういう要員が要るということであれば、それは定員化をしていくべきだ、こういう考え方に立ちまして、特に診療科の教員増員で、従来、一診療科講師一、助手三というふうなかつていうようになっておりますが、今後講師二、助手五といったようなかつていうにすべく、昨年と、四十三年度一応定員法が通りますれば、講師百の増員が行なわれる予定になっておりますが、無給医局員の方をそういうものにすると、あるいは、講師の定員がつかますれば、現在助手をしておる人の中から講師に昇格をしていくものがある、そうすれば助手のほうに欠員がでますので、無給医局員の中でふさわしい人があれば助手に採用するとか、いろいろなことを考えておりますが、それと、一方におきましては、それにいたしましてその他のいろいろな問題で大学病院のあり方、大学病院の性格、こういうようなものを根本的に検討すべき時期に至っております。そういうことで、抜本的には大学病院のあり方を検討して恒久的な対策を立てたい、こう考えまして、学識経験のある方に大学病院のあり方を御検討願うべく、いま準備中でございます。

○藤田藤太郎君 みんな二人ともうましくおっしゃいましたけれども、無給医局員というのは各大学病院に何人ぐらいいられるのです。あなた方がおっしゃる通りに簡単な数字じゃないでしょう。

このあたりの参考人の意見を聞くと、横浜大学が三百人。全国で何人おいでになりますか。順次定員に繰り入れるなんていうようなことを言ったって、定員法も通らぬならばそれもふえない。それで、あの横浜大学でいえば、三百人の無給医局員がいる。これが当番制で——横浜病院はどれくらいの病院か知りませんが、たいていどの病院でも七百ベッドから千ベッドの病人を守りしているわけでしょう、昼、夜。そんな数でとても

できるはずがない。みな無給医局員がやっているわけですから、勉強したいから来たのを診療に使うようになったというふうなまやかしなことでは解決する問題じゃないと思う。ひとつどのくらい大学に無給医局員というのがあるか、ちょっと言ってください。横浜大学で三百です。

○政府委員(宮地茂君) 昨年六月に私どものほうで調査いたしました数字で申し上げますと、無給医局員と言われる方々の中にはいろいろな実態の方がおられますが、ともかく一日でも大学に来ておられる、そういうものまでも含めまして、国立大学の総数は一万四千五百五十八人でございまして、そのうち、一週間の間に何らかの形で実際に診療業務に従事した者の数は八千五百七十一名で、在籍者総数の約八割に当たっております。このうち、ほかに本務を持っていないという者が三日以上大学附属病院に来ておられる方が四千七百九十七人でございまして、大体そういう実態になっております。

また、公立大学のほうでは、公立大学の附属病院のほうでいま申したような、ともかく何らかの形で診療に従事したりあるいは純粋の研究をしておられる無給医局員が、公立では二千二百三十六、私立では一万四千七百七十二人、以上でございまして。

横浜大学とおっしゃいましたが、横浜大学には医学部はございせんが、横浜市立大学かと思ひますが、昨年七月現在の調査で、横浜市立大学の無給医局員は二百二十五名でございます。

○藤田藤太郎君 これだけのたくさんさんの無給医局員が大学附属病院の診療を担当しているわけでしょう、何らかの形で。いま一日以上みているのは八千五百七十一人ですね。それだけの人が担当しているわけですね。これを将来どうするのか、国家保護をどうするのか、病院からどういう手当を出して働いてもらうのかというところではないわけですから、ここに問題が出てくるわけでしょう。だから、将来どうしようとするのかということを知りたい。

○政府委員(若松栄一君) 県の職員として研修を行なうということでございますが……

○政府委員(宮地茂君) 国立大学に例をとります

と、先ほど申し上げましたが、無給医局員の実態はいろいろございしますが、少なくとも大学等と相談いたしましたところでは、週三日以上定期的に出席している者は診療要員として初めから予定ができる。しかしながら、週一回とか二回とか、あるいは、週によって多いときもあれば全然診療に当たらず、こういう人はちょっと診療要員として初めから計画的には無理であろう。そういう観点から、週三日以上診療に従事される、こういう方につきましては、私どものほうとしましてはこれらの方々に協力謝金を差し上げたい。それからその中で事実上はそういう協力謝金とかというものはなくて、本来の定員職員と全く同じようなことをしておられる、こういう方につきましては、できる限り定員化を促進していきたい。それはどういうことかと申しますと、先ほど申しましたように、一方におきまして診療科の教官を充実する計画を立てて、昨年それから今年、今年はまだ定員法が成立しておりませんが、百名ずつの講師を充実しております。講師の定員を増員しますと、具体的に講師になれる方は、大学の助手の人であるとかあるいは無給医局員の中からなれる方もある。助手からなれる方もあれば、無給医局員で定員化をする人もあり、助手のようなこともしておられればそれを助手にする、こういうことといたしまして、私どものほうは四十二年度昨年度からそういう協力謝金の制度を始めておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 ひとつ大学ごとに、いまおっしゃった診療を一週間に一回するとか三回するとか段階があるでしょうし、勉強に来る人もあるでしょうから、無給医局員の実態というものをきちっと資料を出してください。そうでないと、いまお話を聞いていてもなかなかわからぬ。ひとつそれを出していただきたい。

それから厚生省は、これから先の問題はなかなかむずかしい問題で、まだ議論をしたいと思っております。

すから、昨年、一昨年ですが、いままでインターンの中でどういう学校が学生側が反対で、どういうことになっているのか、それからどういう意見なのかという資料を出してください。まるきりこれに合ったようにおっしゃるけれども、われわれ実態を見ていると、ほとんどの人が反対しているように私は感ずるわけです。だから、これに対する厚生省で集めた資料を詳しく出していただきたい。きょうあたり持っておいでになると思つたけれども、一つも出ていない。どういう趣旨で反対なのか、どういう趣旨でどうなのかというやつを、学校の先生方も含めてひとつ出していただきたい。私はきょうはこの程度にしておきますが、その上でもっとこまかい問題について、具体的な問題について質問したいと思つています。——よろしゅうございますか。

○政府委員(宮地茂君) ただいまの資料要求でございますが、国立大学のほうは先生の御要望に沿う資料が出せると思つていますので、早急に出したいと思つています。ただ、公私立大学につきましては、先ほど総数を申し上げましたが、大学によりましては報告が来っていない大学もございまして、推定を入れております。それと、国立で申しましたように無給医局員を突進別にとっておりませんので、ただ総数だけでございします。それでよろしければすぐ出しますが、もっと国立と同じような詳細な資料でございしますれば、少し時間をいただきたいと思つています。

○藤田藤太郎君 まあできるだけひとつ詳しく私立の大学のほうも、それはもうあなたの管轄でできない分は要りませんから、できるだけ国立大学と同じように出していただきたい、努力していただきたいと思つています。

○政府委員(若松栄一君) 各学校における学生の動き、あるいは卒業した医師の動き、あるいは教授等の先生方の動きということでございますが、これを私ども全部一々日記的に把握をしておりますので、私どもが承知できる範囲内で整理させていただきます。

○大橋和孝君 ちよつといまの資料の関係ですが、教授会なんかでこの案について反対だという決議をしておる教授会もあると思つています。そんなものもわかつておると思つていますから、そういうのを、どこの大学でどういうふうな決議を出してあるかということもひとつ……。

だいたい基本的な問題について藤田委員のほうからいろいろお話しになりました。私はこの問題をもう少しほかの角度から見ているいろいろお尋ねしたいと思つておりましたが、これは次の機会に譲ります。

一点だけここでお尋ねしておきたいと思つています。いままでのインターン制度の取り扱ひ方、これは現在どういうことがあらわれてきておるかとお申しますと、深刻な医師不足を来たして御存じのように、自治体病院でも、医者がいないからもう閉ざさなければならぬところが出ておる。どうしてかといへば、大きな都会、太平洋ベルト地帯あたりにはかなり医者が集まつておるわけでありまして、こういうことを考えてみますと、人口の多いところとか、大学とか、そういうようなところに対しては非常に医者が集まつておる。こういうような普通の経済のいわゆる人口の過密化現象とはまた別な形の医師不足というものが来たとおるわけでありまして、これを考えると、大学のいままでの教育のあり方、あるいはまた医者の教育のあり方あるいはまた医者としての卒業後の取り扱ひ方ということに対して、いままでのしわ寄せがあらわれておるのじゃないかと、こういうふうな考えられるわけでありまして、そういう観点から、今度の医師法を改正するにあたっては、そういうところから考えてみる必要があるのじゃないか。特に私がいま申し上げたいのは、先ほど藤田委員からも触れられておられたようでありまして、一部改正法に踏み切った動機は、これによってどういうふうな医師不足の問題に対してやってくるのか。あるいはまた、将来の展望というものをどういうふうな厚生省は考えておられるか、あるいは

はまた大学学術局は考えておられるのか。これでもって医者と医者の間の教育というものがほんとうにいいのかどうか。あるいはまた、こういうふうなことで医者というものがほんとうに国民の期待するようなものとして世の中に出現しているのかどうか。現在、また、話を聞けば、インターンの人なりあるいはまたこれから国家試験を受けようという人なり若い医師のあたりでは、全部反対決議をして、もういまの改正に対しては不満の意を表しておる状態です。彼らが言っておるのをあなた方は一体どういうふうな把握しておられるか。こういうことは将来またもう一つ深刻な医師不足というものを来たしてくるのじゃないか。いまでも、ある学校では、一年生に入つた人がもうストライキに入つておるわけでありまして、これでは、二年間の研修を入れましたら八年間になつてくるのじゃないか。こういうようなことを考えてみても、年々の医師不足というようなものをどういうふうな展望で今度の医師法の改正に踏み切つておられるのか。そういうようなところを聞いておきたいと思つています。

○政府委員(若松栄一君) 医師不足という問題と医師法の改正という問題を関連させてどのように考えるかということでございますが、私も、医師法の改正それ自体は、医師の過不足の問題とは直接つなげて考えてはおりません。医師法の改正それ自体は、どこまでも現在のインターン制度がいまの世の中に不適合になつたと。したがって、これは廃止する。同時にまた、医師の養成、あるいは国民医療の向上という立場から新たに医師の研修制度を立てるほうが好ましいというところで、研修の制度を新たに設けたわけでございますが、これは直接医師の不足の問題とかみ合わないというふうな考えております。

医師の不足の問題は、それはそれとして、現在、絶対数の不足の問題、あるいは偏在の問題等がございますので、医師の絶対数確保のためには、これは文部省にお願ひいたしましたして、医学生の入学定員をほぼ十年足らずの間に約千名程度増加させ

ております。また、この偏在による不足という点については、今後でもできるだけ医師不足地区に対する手当てを別途の手当てをしてまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(宮地茂君) 医師の不足をしておるという現状から、厚生省等からの要望もございまして、厚生省とも十分連絡いたしまして、ここ数年来医学部の学生定員の増加というようなことをやってきておるところでございます。来年度におきましても、国立大学は、たしか四大学二十名ずつ、八十名の増員をやらうともくろんでおるところでございますが、まあ従来からも厚生省とも十分御相談いたしておりますが、大学におきましてもはるる卒業後あらゆる職種につかれる者を養成しますが、とりわけ医師などは計画的に養成が必要なんじゃないかと思ひます。ところで、いま不足だからいま学生をふやすといひましても、医学部は六年ですから、今年入れましても六年先でなければ間に合わないというふうなことで、まあ需給計画というものが、特に需給計画が、少なくとも十年ぐらゐの需給計画といったようなものでなければ正確な数字があると、文部省としても、大学の医学部の定員増とか、あるいは必要によれば学部をつくる必要があるのかもしれない、そういうことをやり得ると思ひますが、今後とも一そう厚生省とも相談いたしまして、できる限りはつきりした需給計画を立てていただいて、それに合わせた養成をして、医師不足の解消を将来に向かって努力していきたい、こういうふうな考えております。

できないかということを考えるべきじゃないか。そういう観点から言へば、いままでインターン制度ができて二十何年になります。二十一年ぐらゐからできたのだらうと思ひますから、二十二年になつてゐる。ぼくはいままでインターン制度を行なつてきた点について一べん説明をしてみませんか、インターン制度を解決するこの次のものに展望を待たないと思ひますから、この次にもう一べんそのことを——きょうももちろん私は用意はしておりますけれども、ちよつと時間ありませんから、この次に一べん煮詰めてお尋ねしてみたいと思ひますけれども、そういう展望からいひたい、いまの医師をいかにしてもつとやうくあちこちに医師者の不足を来たさないやうに活用できるかということ、私は制度の問題でずいぶんまだ考えられようと思ひます。實際から言へば、いま出されようとしてゐる医師法の一部改正は、いま若松局長に聞けば、これがいかにも将来の医師の不足を補うのに最良の方法だと思ふ。最悪の方法だと思ふんです。第一番目に、一番端的には、この法律をつくつてもだれも入つてくる人がおらぬと言つてゐるんですよ。若い医師はみんなポイコットしてゐる。各大学の教授会も、七つか八つ、この改正はだめだと言つてゐるんです。教えてゐる教授がだめだと言つてゐるし、それから入るはずの人も入つていかないというやうな法律をつくつていけば、これはもう需給関係はよくなります。逼迫するじゃありませんか。もう卒業してすぐ免状をもらへる人がたくさんおるけれども、こんな法律が悪いために入らぬと言つてゐるんです。こういうことに対して、あなた方はどう思ふのですか。いまのこの法律を通過せば必ず全部の人が医師法の試験を受けて医者になるといふ自信を持ていますか、その点をひとつ……。

こつてくると覚悟はいたしております。しかし、医師が研修をやらないうことではないわけでございます。厚生省がきめた研修はやらないうけれども自主的な研修はやるというやうな態度に出ると思ひます。大学には、従来、似た形でやはり研修をする医師が残つておる。したがって、大学に医師がいなくなるというこゝたないと思ひます。そういう意味で、今度の医師法上の研修のポイコットというこゝたはありますけれども、このこゝたが直ちに医師の需給問題とどう結びつくかというこゝたは、これがすぐ需給が逼迫するあるいは緩和するといふやうな問題ではないと思つております。

○大橋和孝君 あまりにも飛躍して議論の詰りめやうがないのですが、あなたそんなことを言つておつて、實際問題として法律そのものが受け入れられないやうな法律をこしらへて、みな反対決議をしておるでせう、大学が。そんなことをしてあなた出るときにうしろめたい気がしませんか。それからまた、大学の若い医師あたりは、ほんとにあなたのおっしゃるとおり勉強したがつておる、まじめに。私はそう思ふ。勉強するのはどこでもやるだらうと言つておられますけれども、厚生省の言うこゝたは聞かぬかもしれせんが、ほかでどこかでやるでせう。そういうこと自身がいまの医師不足を来たしておると思ふ。あなた調査してください、若い医師が大学あたりにどれほどたくさんおるか。ぼくが聞いたら、東大だけでも入院患者よりも若い医師が多いやうな教室があるはずだ。そうじゃないですか。そうなら、そういう場所にくぎづけされてゐるというわけじゃないけれども、どうしても集まらざるを得ない状況をつくつてゐるわけだ。そして、大学の定員を十年計画でふやす。ふやしてもらうのめけついうふやうな誤った行政のために、ほんとに活動すべき、そして勉強したい、そして研究をしたいという人たちが、十分にできないために、少しでもできるこゝたにくぎづけされてゐるということが現状じゃないですか。同じやうなことになる、法律改正をしても。

私がいま言つてゐるのは、医師の需給関係についてはもう一つ悪いものをこしらへてゐるのではないか。だから、そういう観点から申して、厚生省の中ではほんとに真剣に考えられておるか、実際の厚生省の良識を疑うわけです。医務局長という立場におつて、こういうやうなことをやつて、いま医師が不足で、現実にあちこちでございまして、私が聞いておるだけでも、三つも四つも市民病院というやうな公立病院すら閉鎖しておるこゝたがあるじゃありませんか。それはどこに原因があるかというこゝたをどういふやうに考えておられるか。医師法の改正をやつたらますます輪をかけてんじやないかと私は心配をするので、あなたのほうの考えを聞いてゐるわけなんです。

○政府委員(若松栄一君) 東大あたりではベツト数よりもお医者さんの数のほうが多いという話も聞いております。私も承知してゐる範囲では、先ほどお話がございました無給医局員という数字は、東大に千名ぐらゐといふやうに承知いたしております。しかし、それも、さつきもお話がありましたやうに、一日といふものと、一週三、四日といふことになりまして、また四千名程度にならうかと思ひます。これがこゝたやうな状況で一つの大学の千名もの無給医局員がいるというこゝたは、真の意味の研修になかなかないかと思ひます。そういう意味で、大学といへども、この研修を行なうにまた研修させるにふさわしい定員——定員といふことばはちよつと必ずしも適当でございせんが、一定数の者に限つて受け入れて、そして大学がきちんとした訓練を行なうといふことが必要であらう。そういう意味で、先ほど来申し上げました大学医学部卒業後における教育研修に関する懇談会におきましても、大学が無制限に研修者を受け入れて、無給医局員を無制限に増加するといふことは適当でない。むしろ大学自体も、みづからその定数を定めて、その範囲内で受

け入れ、そして確実な研修訓練をやるべきだ。同時に、そのためには、一方、現在の大学だけで研修を行なうという事は不可能なのであって、どうしても資質の高い病院を教育病院として参加させる。大学に準じた形で研修を行なわせることが適当である。そういう意味で、教育病院を大いに整備をし、充実をしていけ。そして、教育病院と大学病院をあわせて研修の実をあげるようにせよ、というのがこの前の答申の趣旨でございまして、そういう意味からいえば、この制度を運用することによって大学に無給医局員の偏在ということもむしろ是正できる。一方、多くの病院にこれを分散させ、さらにはそこで研修を終えた者がさらに分散していくということで、医師の偏在というこの是正にも役立つというふうに考えております。

○大橋和孝君 冗談じゃありません。そういうりっぱな教育病院だったら、みんな喜んでいきますよ。ところが、いまの大学のほうが、そうやって千人も無給医局員がおられるけれども、まだまだ勉強できるのですよ。あなたのおっしゃってある国立病院のほうがもっときき使われるだけであって、忙しいだけであって、勉強にならないから行かないんです。だからして、根本的な問題は、みなそういうところに行かないと言っているのは、そういう受け入れられるような、ほんとうに若い人たちが勉強するに値するような制度になっていないんだ、教育病院が。そういうことが一つの原因であって、これは前に厚生大臣も参議院の予算委員会ですかの御答弁の中にありました。もっともと教育病院をよくして、みんなが非常に来てくれる病院にしていくのが理想だと。こういう理想もなんにもしていないのに、いまのような、先ほど藤田委員も言っておるように、二年の研修制度をつくらなにかしておかばせていくのは、おつかばせていないと言ったって、まだ実施施設というものができていないからそういうことになるんです。私はそういうことからいって、いまの考え方は、大学局のほうにも徹底的に考えても

らわなければならぬ点もあるし、厚生省のほうもよほど考えてもらわなければ、いま若松局長が言っておるようなそんな問題にはなっていないかな。むしろ逆の効果だろう。肝心の受けいれる大臣はそういうことをしたいと言っておられる。先ほどの藤田委員の質疑の中でも、大臣の考え方はむしろ正しいと思うんです。できるだけそういうことをやって、そしてあまり二年というところにこだわらないで、もっと勉強させる場をつくっていく、勉強させながら医者の需給関係もうまくやっていけるようなことを考えられるんだといううなことに通じていくと思う。いまの局長の考え方は、前進的なことをほうっておいて、国立病院に來い、あそこを教育病院に指定すると言ったって、指定されるだけの値打ちの全然ないところへ若い人が無理に引っ張っていかれて、わずかばかりの謝礼金をもらって、いま言っているような忙しい外来や入院患者、それに対して下働きをせよということがあると出てくるのだから、それはだめだ、どうしてもできないことに通ずるのだと思うのです。ですから、いま話をずっと聞いておりました、さっきの質疑の中にもありましたように、あるいはまた、四月三日ですか、参議院の予算委員会では大臣は言っておられますが、少なくとも研修の期間、十分な整備をされた教育環境をつくるのが第一であって、新しく資格を得た医師が希望を持ってみずから進んで研修ができるようなそういう環境をつくるのが大事だということ、を言っておられるわけですが、そういう考え方と、いま局長が言っているのは全然反対で、ここにこの法律を出しているという考え方とはばくは相いれないものがあると思う。局長、どうですか。

○政府委員(若松栄一君) 完璧な研修体制をまず準備してそれから制度を変えろというお話かと思えます。これももちろん一つの考え方、まずその受け入れ体制を完璧なものに仕上げるというところでございしますが、これはなかなか時間がかかることでございしますし、また、一方、インターン制度を廃止するというのもまた緊急を要することでございますので、私どもといたしましては、両方を同時に並行してやっていくというところでこの制度に踏み切ったわけでございますが、教育病院というものは、従来は、いわゆるインターン指定病院というものは二百数十カ所ございました。しかし、それは現在考えている教育病院としては適当でない。したがって、これは厳選して、これをしぼっていく。しぼっていくと、従来のインターン病院のうちの相当いい病院がしぼられてまいります。これは、従来からインターン病院として相当の実習訓練も経験いたしております。すでに相当環境の整っているものも多数ございします。そういう意味で、全く新たに教育病院を設定するのじゃなしに、むしろすでにある程度経験があり、あるいはかなり整備された病院を含めまして、従来のものを一そう厳選し、かつ、一そう整備していくということでございます。

○大橋和孝君 もしいま局長が言われたような線で行くならば、厳選されたところに一年、二年と研修をさせようとしていくわけですが、私も言っておく、あなたがいま言っておられる、私も言っているように、医者の需給関係が、この二年間の間はすつとくづけることになるわけですよ。そういうことから考えましても、需給問題と研修の問題というものは、もっともつとつというところを考えなければ、いま言っているようなことは逆行するといふようなことにもなると思えられます。同時に、二年間の研修をいともやさしく受け入れて考えておられるようでは、これは非常に問題が大きいと思うんです。並行してやりますとあなたがおっしゃっているけれども、並行してやるとはどこに法案の中に出ていきますか。ただそのことはあとから考えようというぐらゐの程度であって、たとえば何年以内にどういう計画でどういふふうなものにするのがあなたの考えているところの教育病院であるか。少なくとも大臣は言っておられるわけですが、少なくともみんな喜んで行くような環境のものでなければならぬと言っ

ておられるのだが、そういうものにするためにはあなたどういふふうに計画しておられますか。その計画がなければ、両方で一緒に並行してやっていくということが言えますか。

○政府委員(若松栄一君) そのような環境の整備をするためには、どうしても病院自体の整備、それから病院自体が何らかの経費も支出してやらなければなりませんし、また、指導者の確保という問題もございします。そういう意味で、そのような諸経費について従来のインターン制度のときからこの二、三年努力してまいったわけでございますが、昨年のインターン制度を運用いたします金が約二億でございましたけれども、今年度は文部省、厚生省を含めまして約八億という経費をかけたまして、環境の整備、あるいは一部は研修を行なう医師の、不十分ではございませんけれども生活の安定の資を獲得したという意味で、並行して、不十分ではございますが、教育病院等の整備も緒についたということをお願いしているわけでございます。

○大橋和孝君 これは私はすつとあれするためには、もう少しいろいろな方向で議論してみようと思ひます。これはいま申し上げたような医者の供給関係ということからいって、よくは非常に大きな問題があると思ひますから、これについてよく話を詰めて議論をしたいと思ひますが、ひとつ私はここで大臣にちょっと伺ひしておきますが、先ほど私が申しましたあの気持ちに対してはお話にならない、たとえば参議院の予算委員会でもお話しになっておられました環境整備という問題、そういう考えについてはお間違ひないと思ひます。それが、そういうふうには十分理解されてももらってありますが、それでよろしいのでございしますか。

○国務大臣(園田直君) 間違ひはございません。まずまずその気持ちを強くいたしておきます。なお、この法律案をかりに成立さしていただければ、早急に国家試験を行なうわけでございますので、そこで医師さんというものが新しく生まれ

るわけであり。そのお医者さん方がこの法律にきめる研修生を選ばれるかどうかということが問題でございまして、お指図のとおり、これは新しく生まれるお医者さん方を目標につくったものでございまして、いろいろ誤解や、あるいは未来に対する不安があると思いますが、そういう点を、できるだけ財政的な措置、あるいはきまっております財政の中でも苦勞をすればやりくりができるわけにございまして、そういう点を、将来に対する方向を明示し、今日の置かれた状態から新しく生まれるお医者さん方が不満ではあつてもなるべくこの研修をやつていただくよう、お願いする努力をしなければならぬと思ひますが、それにつきましても、ただいま医務局長が答弁いたしました中で、設備の敷設をすると言ひましたが、敷設ということと教をばらばらというところは同じでございせん。これははつきり私はこの前も言つておりますが、そうなつてまいりますと、なるべく多数研修をしていただくためには、今日の状態ではなるべく研修される方が自分の希望する場所で研修されるようにわれわれは努力することが必要であると思ひます。したがつて、その点は、インターンの場合に割り当てたかどうか過去のことは知りませんが、国立病院に何名、大学病院に何名というふうに割り当てたところ、喜んで研修されるということは考えられな。インターンの場合には、まあ悪くいへば医師の資格をとるための資格であります、今度は自分がほんとうに勉強するということでありまして、あるいはだれだれ先生のもとで勉強したいというところもありまして、いろいろな医師としての観点からそれぞれ希望があると思ひます。そこで、なるべくその希望をかなえるようにすることが第一。

いうことや、また、今度は、一つは、この教育の計画といひますか、二年間の研修の科目等でございますが、これもまたいま問題になつてゐるようでございまして、これは教える方と教えられる方との立場は違ひますが、われわれとして考えなければならぬことは、その教育の科目といふものをどのように適切に文部省とお話して持つていくか。あるいはまた、現実に沿うように、たとえば大きな病院に参りますと、消毒等とはかあるいはメスの処理だとか、手術後の処理等は、全部それぞれ専門分野がございまして、実際の勉強はできない。したがつて、自分で開業しようと思ふ人、あるいは将来大学に残る人、こういうものによつていろいろ違ふと思ひますが、そういう場合には、指導を担当した病院長がそれぞれよそへ勉強にやつたり、あるいは本人の希望によつてどこかの病院でしばらく研究をさしたりするもの、病院長に相当幅を持たした弾力性のあることを考えなければいかぬのではないか。それからもう一つは、病院並びに研修生の諸君に、いまの待遇を決して私自身十分であるとは考へておりません。しかも、文部省の大学病院と私立の大学病院あるいは国立病院などというものはその待遇も違ふわけでありまして、これは非常に申しわけないことでございまして、実際は財政折衝の場合に、それぞれ支出の分野で一銭でも多くしたいという努力からこういう無理が出てきたわけでありまして、こういうものに対する将来の明確なる措置、保障といふもの、こういうものをやりながら、なるべく納得を願つて多数研修をしていただくような努力をすることがわれわれの責任であると思ひます。

た無給医局員にならるおそれがある、こういうふうにかへられるわけであり。○大橋和孝君 時間がないので終わりますが、いま大臣のお話の中にありましたが、インターンの制度は、今度の改正によつていろいろ不安があるわけであり。この点、結局、この段階でちよつと資料的に数字を聞いてまゐつた意見を聞かしていただきたい。これは、文部省に対して、あるいはまた厚生省に対しても、あるいはまたそのほか労働省のほうでも、そういう人たちの身分を、たとえば労働省なら労働省の管下の病院へ行つてゐる人たちの身分を一体どういうふうに見るかといふこと、前の衆議院の段階でもその質問に対してまだ意見が一致してゐないやうな感じがいたしますけれども、そういうことを含めてひとつ回答願つておけば、審議の上においても非常に私は便利だと思ひますから、いわゆる身分の不安定である点に対してはどういうふうにするか。それから大学病院、あるいはまた国立病院、両方のほうから考へてみましても、一体、医師の指導体制をどういうふうにしていくか。いわゆる指導医師の十分さといふか、あるいはまたそういうところの制度なんかに關する不安があるのではないか。あるいはまた、経済的な裏づけはどうか。あるいはまた、いろいろ財政的にも、教育病院なら教育病院に指定されるところにどんなふうな財政的な裏づけをしてそれを解決されるのか。あるいはまた、国立の大学といふやうなところでの研究体制と、それから国立病院あたり厚生省管下のそういう大きな病院と言われている病院の研究体制と、そんなに大きな差があつてはいかないので、やはり研究も、あるいはまた実験にも当たり、あるいはまた、患者をみた上のいろいろな問題を動物実験なり何なりをして裏づけをするような研究もできるというふうな形のものがあるかと思ひますけれども、そういうふうなものを含めて、一体、いま厚生省はどう考へてゐるのだ、文部省のほうではどう考へてゐるのだ、あるいはまた、そういう人たちの身分の上からは労働省として一体どういうふうにして保障をしてやるのか、そういうやうなことも少しまとめてこの次までにお考へ方を知らしていただきたい。それについての審議を進めていく中でやはりいろいろな不安を解消していくこともなるだらうし、一つの大事なことだと思ひますので、ちよつとそういうことをお願いしておいて、この問題を中断させていただきたいと思ひます。

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もなければ、本案の質疑は本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散會いたします。午後四時十八分散會

四月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、香港労働法の一部を改正する法律案(衆)
一、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案(衆)

香港労働法の一部を改正する法律案
香港労働法の一部を改正する法律
香港労働法(昭和四十年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

(日雇香港労働者の雇用)

第十六条 事業主は、公共職業安定所の紹介を受けて雇入れた登録日雇香港労働者でなければ、日雇香港労働者として港湾運送の業務に使用してはならない。

2 天災その他労働省令で定める理由により、臨時の必要がある場合においては、前項の規定にかかわらず、事業主は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の許可を受けて、前項に規定する登録日雇香港労働者以外の日雇香港労働者を使用することができる。ただし、事態急迫のために公共職業安定所長の許可を受ける暇がない場合においては、その許可を受けなくても使用することができる。

3 前項ただし書の場合においては、事業主は、その急迫した事態が止んだ後、直ちに、労働省令で定めるところにより、同項ただし書の使用につき公共職業安定所長に届け出なければならない。この場合において、公共職業安定所長は、その使用の継続を不適当と認めるときは、直ちに、その使用を禁止しなければならない。第十七条中「日雇港労働者」を「登録日雇港労働者」に、「又は前条第二項の規定により届け出た雇用期間（これらの）を（その）」に改める。

第十八条中「日雇港労働者」を「登録日雇港労働者」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十四条中「第十七条」を「第十六条第二項の規定による許可、同条第三項後段の規定による使用禁止、第十七条に改め、第十九条の規定による日雇港労働者の紹介」を削る。

第二十五条中「承認」を「承認又は」に改め、「又は第十九条の規定による日雇港労働者の紹介」を削る。

第七十二条第一項第一号を次のように改める。

一 第十六条第一項若しくは第十七条の規定に違反したとき、又は第十六条第三項後段の規定による禁止に違反したとき。

第七十三条第一号中「第十六条第二項」を「第十六条第三項前段」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律 (昭和三十五年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第二条第四項中「日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社」を「公社等（日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第十一条を次のように改める。

(雇用に関する国等の義務)

第十一条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行なう者を除く。以下同じ。）並びに公社等の総裁その他の代表者（以下「任命権者等」という。）は、職員を採用については、当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者に係る機関を含む。以下同じ。）に勤務する身体障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に百分の七を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上となるようにしなければならない。

2 任命権者等は、職員の採用について、当該機関に勤務する身体障害者である職員の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、その数が同項の規定により算定した数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

第十二条第一項中「前条」を「前条第二項」に改め、同条第二項中「特に」を削り、「前条」を「前条第二項」に、「勧告することができ」を「勧告するものとす」に改める。

第十三条中「日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「公社等」に、「事業の種類に応じて労働省令で定める身体障害者雇用率」を「百分の三」に、「以上であるように努めなければならない」を「以上となるようにしなければならない」に改める。

第十四条の見出し中「計画」を「計画等」に改め、同条第一項を次のように改める。

公共職業安定所長は、常時使用する身体障害者である労働者の数が前条の規定により算定した数未満である事業所の雇用主に対して、常時使用する身体障害者である労働者の数が前条の規定により算定した数以上となるようにするため、労働省令で定めるところにより、身体障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

第十四条に次の一項を加える。

4 公共職業安定所長は、必要があると認めるときは、第一項の規定により身体障害者の雇入れに関する計画を作成した雇用主に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

第四章第十五条の次に次の一条を加える。

(不利益取扱いの禁止)

第十五条の二 任命権者等及び常時労働者を使用する事業所の雇用主は、職員又は労働者が身体障害者であることを理由として、賃金その他の労働条件について不利益な取扱いをしてはならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、助産の給付に関する請願（第三五四三三）

一、厚生年金法の特例老齢年金制度改正に関する請願（第三五五〇号）（第三六四四号）（第三六四五号）

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する請願（第三五五一号）

一、外傷性せき腫瘍障害者に対する労働者災害補償保険法改正等に関する請願（第三五五

二）

一、せき腫瘍障害者の療養体系の確立等に関する請願（第三五五三三）

一、国民年金の老齢福祉年金増額並びに所得制限の緩和に関する請願（第三六〇四号）（第三六〇九号）（第三六五一号）（第三六七四号）

一、ソ連長期抑留者処遇に関する請願（第三六〇五号）（第三六〇六号）

一、国民年金（拠出制年金）制度の改善に関する請願（第三六三三三）

一、国民健康保険事業に対する国庫支出金増額に関する請願（第三六四三三）

一、医師法の一部改正案反対に関する請願（第三六六一号）

一、観光開発に対する自然保護施策の強化に関する請願（第三六八六号）

一、管理栄養士養成施設卒業者の国家試験制度等に関する請願（第三六八九号）

第三五四三三 昭和四十三年四月五日受理

助産の給付に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀県議会議員 奥村 悦造君

紹介議員 奥村 悦造君

医療保険制度の抜本的改正にあたっては、助産の給付の実施について十分検討せられたい。

理由

現行の健康保険諸制度における分べんに関する給付は、現金で給付されているが、給付内容は、制度による格差もあり、そのため多額の自己負担に悩んでいる例も多く、母性保護の立場からも給付内容の充実を図る必要がある。

第三五五〇号 昭和四十三年四月五日受理

厚生年金法の特例老齢年金制度改正に関する請願

請願者 神奈川県横浜市磯山五の二ノA

一、小川寿雄

紹介議員 岡 三郎君

作山欽治外百五十七名

紹介議員 大橋 和孝君

現在審議中の医師法の一部を改正する法律案（登録医制度）については、左記の理由により反対であるから再検討されたい。

理由

- 一、卒後研修の充実、改善、生活保障の点において、従来のインターン制度より実質的進歩がない。
- 二、登録医コースと医局、大学院、専門医制度との関係が不明確である。
- 三、登録医、非登録医という身分格差を生む危険性がある。
- 四、卒後研修の機会均等が失われる。

第三六八六号 昭和四十三年四月十一日受理

観光開発に対する自然保護施策の強化に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会議長 羽田 義知

紹介議員 小山邦太郎君

観光開発と自然保護とが合理的に調和するよう、国において、自然の景観を保護するための強力な規制措置を講ずるとともに、国民に対する啓もう普及について配慮されたい。

理由

全国有数の観光県である長野県は、昭和三十五年以来二次にわたる観光開発五箇年計画を樹立し、計画的な開発につとめてきた。さらに、今回長期的視野に立つた観光地域の土地利用計画を定め、長くすぐれた国民的観光地とする努力を行なっているが、最近、自然公園内において貴重な自然の破壊を伴うおそれのある開発計画が各地で策定されていることはまことに遺憾である。

第三六八九号 昭和四十三年四月十一日受理

管理栄養士養成施設卒業者の国家試験制度等に関する請願

請願者 長野県南佐久郡臼田町入沢三、一七〇 三石康雄

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二八七四号と同じである。

昭和四十三年五月七日印刷

昭和四十三年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局